

やまぐちサポート融資

令和7年度中小企業制度融資ガイド

山口県産業労働部経営金融課
(令和7年9月改訂)

目 次

_Toc192530317

1	山口県中小企業制度融資の仕組み	1
(1)	中小企業制度融資とは	1
(2)	信用保証制度とは	1
2	山口県中小企業制度融資の対象となる中小企業者	2
(1)	規模の制限	2
(2)	業種の制限	3
(3)	事業歴	3
(4)	資金使途の制限	3
(5)	その他	3
3	山口県中小企業制度融資の令和7年度当初予算の概要	4
(1)	新規融資枠の確保	4
(2)	主な制度改正	4
	令和7年度山口県中小企業制度融資一覧	5
4	各資金の融資手続き等	6
	山口県中小企業融資制度要綱	9
	別表1（資金の種類、融資対象等）	18
	別表2（保証料率）	24
	別記様式	26
	山口県中小企業制度融資取扱要領	28
	関係書式集	33
	＜第1－1号様式＞産業活性化資金（融資対象1）推薦依頼書	34
	＜第1－2号様式＞産業活性化資金（融資対象2）推薦依頼書	38
	＜第1－3号様式＞産業活性化資金（融資対象3）対象要件申告書	40
	＜第1－4－1号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）認定申請書	41
	＜第1－4－2号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書	44
	＜第1－4－3号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）推薦依頼書	45
	＜第1－4－4号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書	46
	＜第1－4－5号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書	47
	＜第1－4－6号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書	48
	＜第2号様式＞脱炭素経営未来投資事業計画書	49
	＜第3号様式＞雇用創出支援資金対象要件申告書	51
	＜第4号様式＞若年者雇用促進資金対象要件申告書	52
	＜第5号様式＞女性活躍応援資金（資金使途3）女性活躍促進事業計画書	53
	＜第6号様式＞防災・減災対策支援資金対象要件申告書	54

<第7号様式>おいでませ山口観光振興資金推薦依頼書.....	55
<第8-1号様式>組合事業資金推薦依頼書.....	57
<第8-2号様式>組合事業資金推薦書.....	58
<第9号様式>スタートアップ創出促進資金融資推薦書.....	59
<第10-1号様式>創業計画書（創業前）※経営者保証有.....	61
<第10-2号様式>創業計画書（創業後）※経営者保証有.....	65
<第11-1号様式>創業計画書（再挑戦）※経営者保証有.....	67
<第11-2号様式>資格要件申告書.....	72
<第12号様式>創業計画書（経営者保証免除）.....	73
<第13-1号様式>事業承継支援資金（融資対象1（2））融資推薦書.....	76
<第13-2号様式>事業承継支援カルテ.....	78
<第14号様式>DX対応支援資金に関する事業計画書.....	79
<第15号様式>ビジネスモデル再構築支援資金（融資対象2・3）事業計画書....	81
<第16号様式>海外市場販路拡大等事業計画書.....	90
<第17号様式>経営安定資金（融資対象4）融資推薦依頼書.....	91
<第18号様式>経営支援特別資金対象要件申告書.....	92
<第19-1号様式>原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書.....	93
<第19-2号様式>原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書.....	94
<第19-3号様式>原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書.....	95
<第19-4号様式>原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書.....	96
<第20号様式>賃金引上げ・価格転嫁支援資金事業計画書.....	97
<参考：国様式>「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書....	98
<参考：国様式>「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書....	100
<参考：国様式>【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書.....	101
<参考：国様式>「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書.....	103
<参考：国様式>事業行動計画書.....	104
<参考：国参考資料>経営改善計画書（例）.....	106
<参考：国参考資料>事業再生計画実行状況等報告書（例）.....	112
<参考：国様式>事業再生計画の策定支援について.....	113
<参考：国様式>経営者保証免除対応確認書.....	114
— 山口県信用保証協会の御利用に当たって —	115

1 山口県中小企業制度融資の仕組み

「中小企業制度融資」は、公的融資制度の一つで、中小企業者が民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、中小企業者の資金繰りをサポートしています。

(1) 中小企業制度融資とは

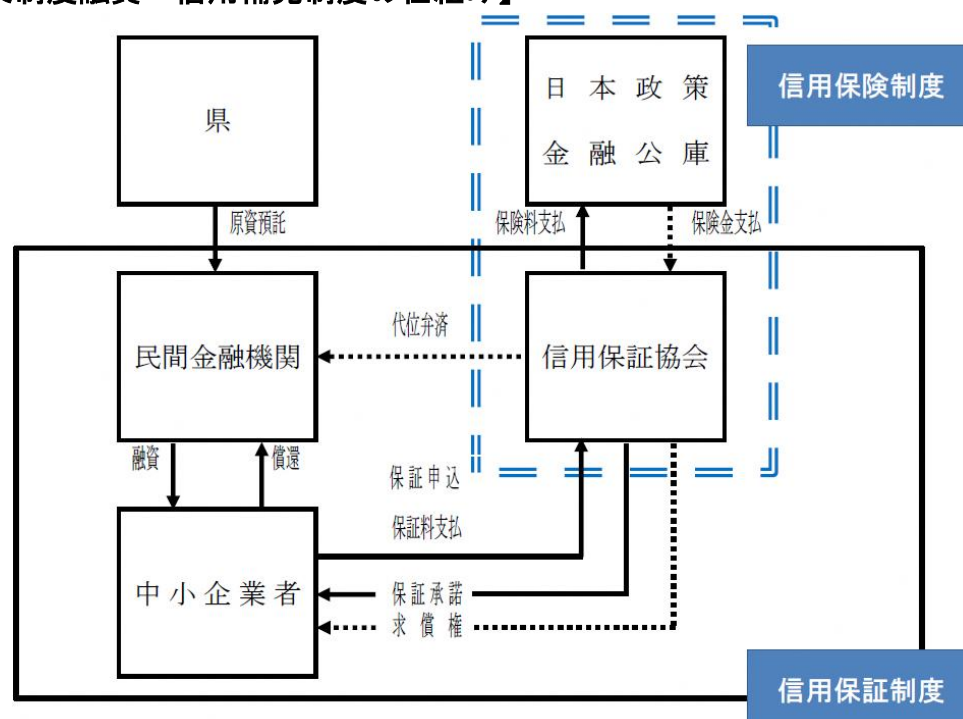
- ・信用保証制度を活用して、
- ・政府系中小企業金融機関並みの低利・長期の事業資金を、
- ・県から預託する原資と民間金融機関の資金とを協調し、民間金融機関からの融資として資金供給することにより、
- ・民間金融機関や政府系中小企業金融機関の融資の量的・質的補完を行い、
- ・中小企業の経営の安定・強化に資する制度です。

(2) 信用保証制度とは

「信用保証制度」は、一般的に物的・人的担保力が弱い傾向にあり、金融機関から円滑に融資が受けられないという状況にある中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会（以下「協会」という。）がこの債務を保証することにより、中小企業の信用力を補完し、円滑な融資実行を可能にする制度です。

また、協会は日本政策金融公庫に、この保証を保険として付保し、中小企業が金融機関からの借入金の返済が不能となった場合に、協会が金融機関に行う代位弁済（協会が中小企業に代わって金融機関に立替払いを行い、当該中小企業に対しては求償権を取得する。）の一部を日本政策金融公庫が補填する仕組み「信用保険制度」も活用しています。（これらを総称して「信用補完制度」と言います）

【中小企業制度融資・信用補完制度の仕組み】



2 山口県中小企業制度融資の対象となる中小企業者

中小企業制度融資は、経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、経営安定支援資金の4種に区分しています。

中小企業制度融資を利用しようとする場合は、次の要件等をすべて満たしていることが必要です。

(1) 規模の制限

○中小企業者の範囲（中小企業信用保険法第2条第1項）

業 種	資本の額又は出資の総額	従 業 員 数
製 造 業 等	3 億 円以下	3 0 0 人以下
卸 売 業	1 億 円以下	1 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	
小 売 業		5 0 人以下

※ 会社及び個人だけでなく、組合（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合等）、特定非営利活動法人（NPO 法人）も原則、対象としています。

◇上記中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行令第1条第2項で規定するもの

業 種	資本の額又は出資の総額	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3 億 円以下	9 0 0 人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業		3 0 0 人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業		
旅 館 業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

※ ゴム製品製造業は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除きます。

○小規模企業者の範囲（小規模企業支援資金の対象）

業 種	資本の額又は出資の総額
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5 人以下
うち宿泊業・娯楽業※	2 0 人以下
そ の 他 の 業 種	2 0 人以下

※ 中小企業信用保険法施行令第1条の2で定める業種

○特定事業者の範囲（ビジネスモデル再構築支援資金のうち融資対象4～6の対象）

業 種	従 業 員 数
製 造 業 等	5 0 0 人以下
卸 売 業	4 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	3 0 0 人以下
小 売 業	

※ 会社及び個人だけでなく、組合（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合等）も対象となる場合があります。

◇上記特定事業者のうち、経営強化法施行令第4条第1項等で規定するもの

業 種	従 業 員 数
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	5 0 0 人以下

(2) 業種の制限

次の業種以外の業種(中小企業信用保険法施行令第1条第1項)が対象となります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 農業2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）3. 漁業4. 金融・保険業の一部 |
|--|

※ 一部の業種によっては対象とならない場合があります。

(3) 事業歴

県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていることが必要です。ただし、経営支援特別資金の融資を受ける場合は、県内に事業所を有し1年以上継続して事業を行っていることが必要です。

なお、資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象としています。

(4) 資金使途の制限

事業資金であることが必要です。ただし、転売用不動産の取得と見られるものなど、資金使途によっては対象とならない場合があります。

(5) その他

事業税（個人事業税、法人事業税）の滞納がないことや、信用保証協会の求償権先でないこと等の要件があります。

3 山口県中小企業制度融資の令和7年度の概要

(1) 新規融資枠の確保

緊急事態に備えた対策及び計画の策定、経営課題解決への取組などの経営改善・再生支援に対する資金繰り支援を強化するなど、資金需要に応じた十分な融資枠として770億円を確保した。

【新規融資枠及び予算額】

(単位 千円)

区 分	令和7年度(A)	令和6年度(B)	前年比(A/B)
新 規 融 資 枠	77,000,000	101,000,000	76.2%
予算額(貸付金)	79,720,000	97,426,300	81.8%

(2) 主な制度改正

ア 防災・減災対策支援資金の創設 ※融資利率は10月1日改正後の数値

多発する大規模な自然災害等を背景に、中小企業による施設・設備の耐震化などの緊急事態に備えた防災・減災対策及び事業継続計画策定を支援

融資限度額	融資利率	融資期間(据置)	保証料率
80,000 千円	5 年 以 内 年 2.0%(年 1.8%) 5年超10年以内 年 2.1%(年 1.9%) 1 0 年 超 年 2.3%(年 2.1%)	15 年(2 年)	年 0.34% ～ 年 1.76%

イ 経営改善・再生支援資金の創設 ※融資利率は10月1日改正後の数値

中小企業の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組や経営改善・活力の再生を支援

【協調支援枠】

融資限度額	融資利率	融資期間(据置)	保証料率
280,000 千円	5 年 以 内 年 2.0% 5年超10年以内 年 2.1%	10 年 (運転1年・設備3年)	年 0.12% ～ 年 0.98%

【経営力強化枠】

融資限度額	融資利率	融資期間(据置)	保証料率
280,000 千円	5 年 以 内 年 2.0% 5年超10年以内 年 2.1%	運転5年(1年) 設備7年(1年) ※	年 0.34% ～ 年 1.34%

※既往の保証付き借入金を借り換える場合は10年(うち据置1年)以内

【経営改善サポート枠】

融資限度額	融資利率	融資期間(据置)	保証料率
280,000 千円	5 年 以 内 年 2.0%(年 1.8%) 5年超10年以内 年 2.1%(年 1.9%) 1 0 年 超 年 2.3%(年 2.1%)	15 年(3 年)	年 0.15%

ウ 融資利率の見直し(令和7年4月～)

マイナス金利政策解除後の諸金利の上昇に伴い、融資利率を0.1%引き上げ

エ 融資利率の見直し(令和7年10月～)

市中金利の動向等を踏まえ、融資利率を0.2%引き上げ(一部0.1%)

令和7年度山口県中小企業制度融資一覧

令和7年10月1日現在

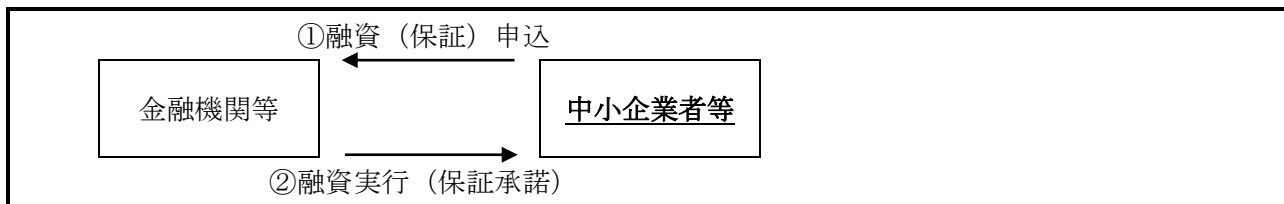
資 金 名		融 資 限 度 額 千円	融 資 利 率 ()は責任共有制度対象外の場合 年%		保 証 料 率 年%	融 資 期 間 ()は据置期間 年以内	
経 営 基 盤 強 化 資 金							
産 業 活 性 化 資 金		280,000 (運転 50,000 限度) 融資対象によっては 500,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年超	2.3(2.1) 2.4(2.2) 2.6(2.4) ※保証料()の利率に0.3%加算 融資対象によっては 5 年以内 5 年超 10 年超	0.34～1.76	運転 5(1) 設備 15(2) 融資対象によっては 設備 20(2)	
経営者保証免除促進資金		80,000 (セーフティネット保証4号・5号 の対象者は別に80,000)	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)	0.59～2.21 ※1	10(1)	
脱炭素経営未来投資応援資金		280,000	5 年以内 5 年超 10 年超	2.0(1.8) 2.1(1.9) 2.3(2.1)	0.34～1.76	15(2) 運転 5(1) 設備 15(2)	
雇用創出支援資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年 超	1.4(1.2) 1.5(1.3)		10(2)	
若年者雇用促進資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)		運転 5(1) 設備 10(2)	
女性活躍応援資金		50,000 (運転 20,000 限度)	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)		運転 5(1) 設備 15(2)	
おいでませ山口観光振興資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年超	2.0(1.8) 2.1(1.9) 2.3(2.1)		15(2)	
防災・減災対策支援資金		80,000	5 年以内 5 年超 10 年超	2.5(2.3) 2.7(2.5) 2.8(2.6)		運転 5(1) 設備 15(2)	
事業円滑化資金		200,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2) ※保証料()の利率に0.3%加算		5(6月) 10(2)	
組合事業資金		250,000 (運転 50,000 限度)					
創業・新事業展開支援資金							
スタートアップ創出促進資金 [責任共有制度対象外資金]		35,000	5 年以内 5 年 超	(1.5) [1.2] (1.6) [1.3]	0.65 又は 0.85 (0.50 又は 0.70)※2	10(1)	
事業承継支援資金		200,000	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)	0.34～1.76 融資対象によっては [0.09～0.70]	10(2) 融資対象によっては 10(1)	
DX対応支援資金		100,000 (運転 50,000 限度)			0.34～1.76	10(2)	
ビジネスモデル再構築支援資金		100,000				運転 5(1)	
海外ビジネス展開支援資金		10,000	2.0(1.8)				
小規模企業支援資金							
小規模企業支援資金		40,000 (セーフティネット保証5号 の対象者は80,000)	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)	0.34～1.76	10(2)	
小規模企業支援小口資金 [責任共有制度対象外資金]		20,000	5 年以内 5 年 超	(1.8) (1.9)		10(1)	
短期サポート資金		8,000 (不況業種10,000、組合48,000)	2.2(2.0) ※保証料()の利率に0.3%加算			6 月	
経営安定支援資金							
経営安定資金		80,000			0.34～1.76	10(2)	
経営支援特別資金		80,000	5 年以内 5 年 超	2.0(1.8) 2.1(1.9)			
原油価格・物価高騰対応資金		80,000					
賃金引上げ・価格転嫁支援資金		80,000					
経営改善・ 再生支援資金	協調支援枠	280,000	5 年以内 5 年 超	2.0 2.1	0.12～0.98	10 (運転1、設備3)	
	経営力強化枠	280,000			0.34～1.34	運転 5(1) 設備 7(1) 借換※3 10(1)	
	経営改善サポート枠	280,000	5 年以内 5 年超 10 年超	2.0(1.8) 2.1(1.9) 2.3(2.1)	0.80(1.00) ※1	15(3)	

【 】は、令和6年4月1日以降に県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6月以内のものに限る。
〔 〕は、山口県信用保証協会等の定める一定の要件を満たす場合に限り。
「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証の保証料率については、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%を上乗せ
※1 信用保証料の補助（県・国）及び事業者実質負担は、別表2に記載
※2 山口県信用保証協会の御協力により、0.50%又は0.70%となる場合あり
※3 既住の保証付き借入金を借り換える場合

4 各資金の融資手続き等

一部の資金は申し込みに当たって県規定の様式がありますので、山口県中小企業制度融資取扱要領を参照してください。

【通常の手続き】



【特別な手続き：経営基盤強化資金】

産業活性化資金（融資対象1）※1
 産業活性化資金（融資対象2）※2
 おいでませ山口観光振興資金 ※3

[＜第1－1号様式＞](#)

[＜第1－2号様式＞](#)

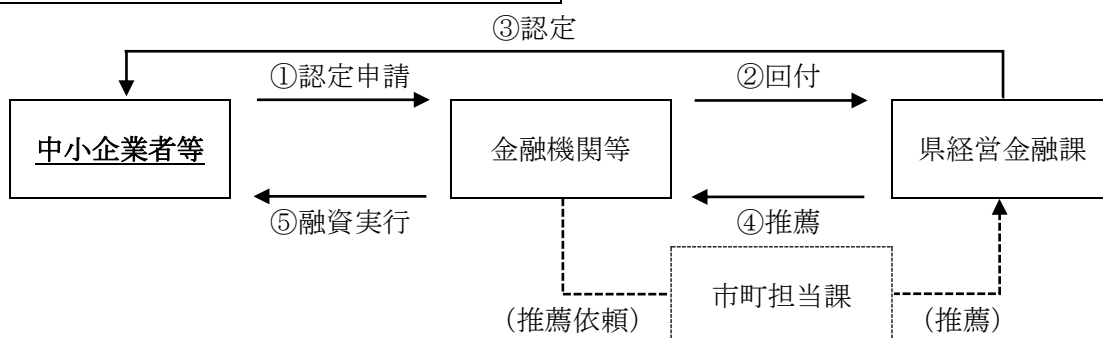
[＜第7号様式＞](#)



※1 商工会議所等へ推薦依頼 ※2 市町担当課へ推薦依頼 ※3 市町担当課又は商工会議所等、中央会又は県観光連盟への推薦依頼

産業活性化資金（融資対象4及び5）

[＜第1－4－1, 2, 3, 4号様式＞](#)



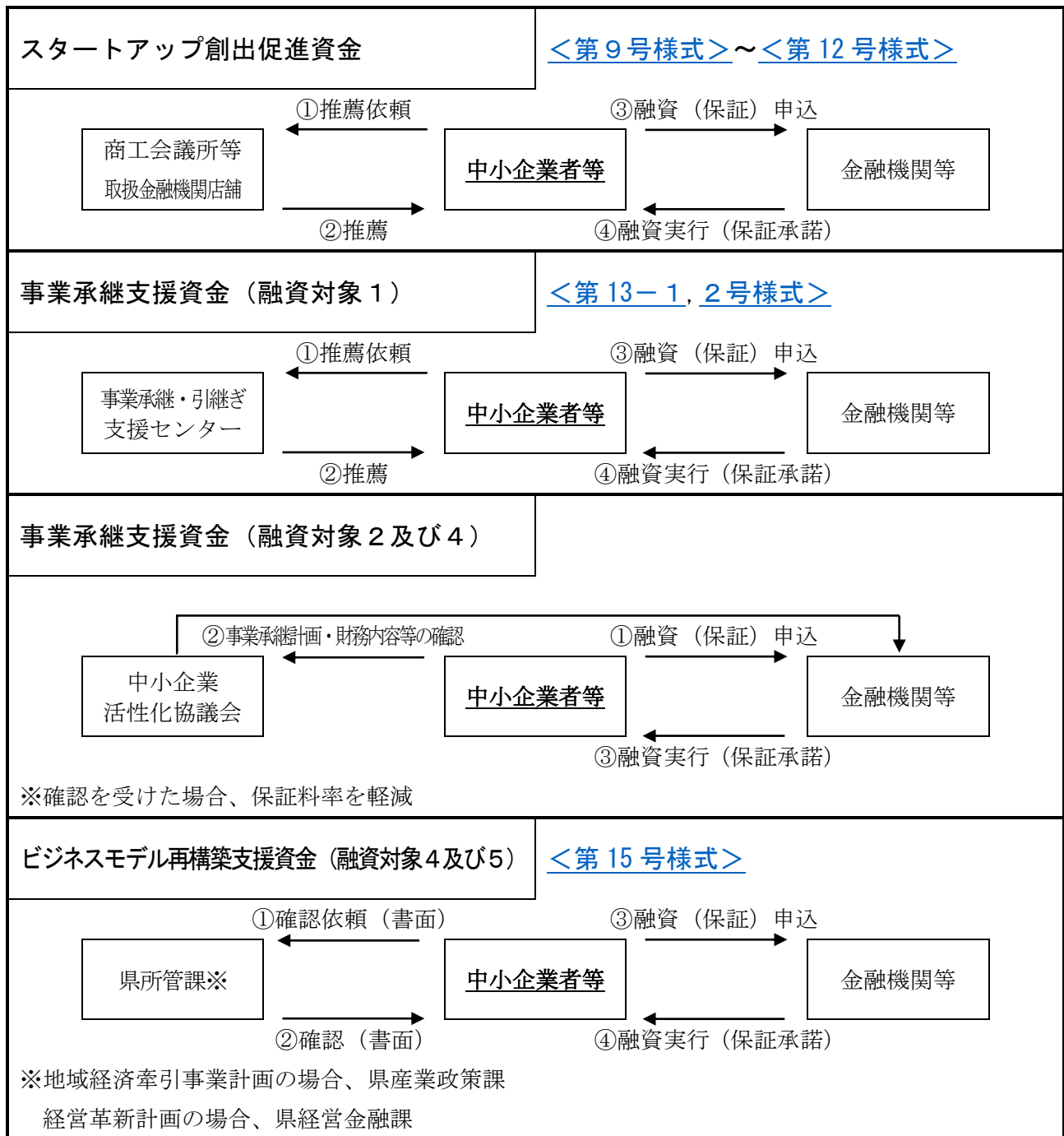
組合事業資金

[＜第8－1, 2号様式＞](#)

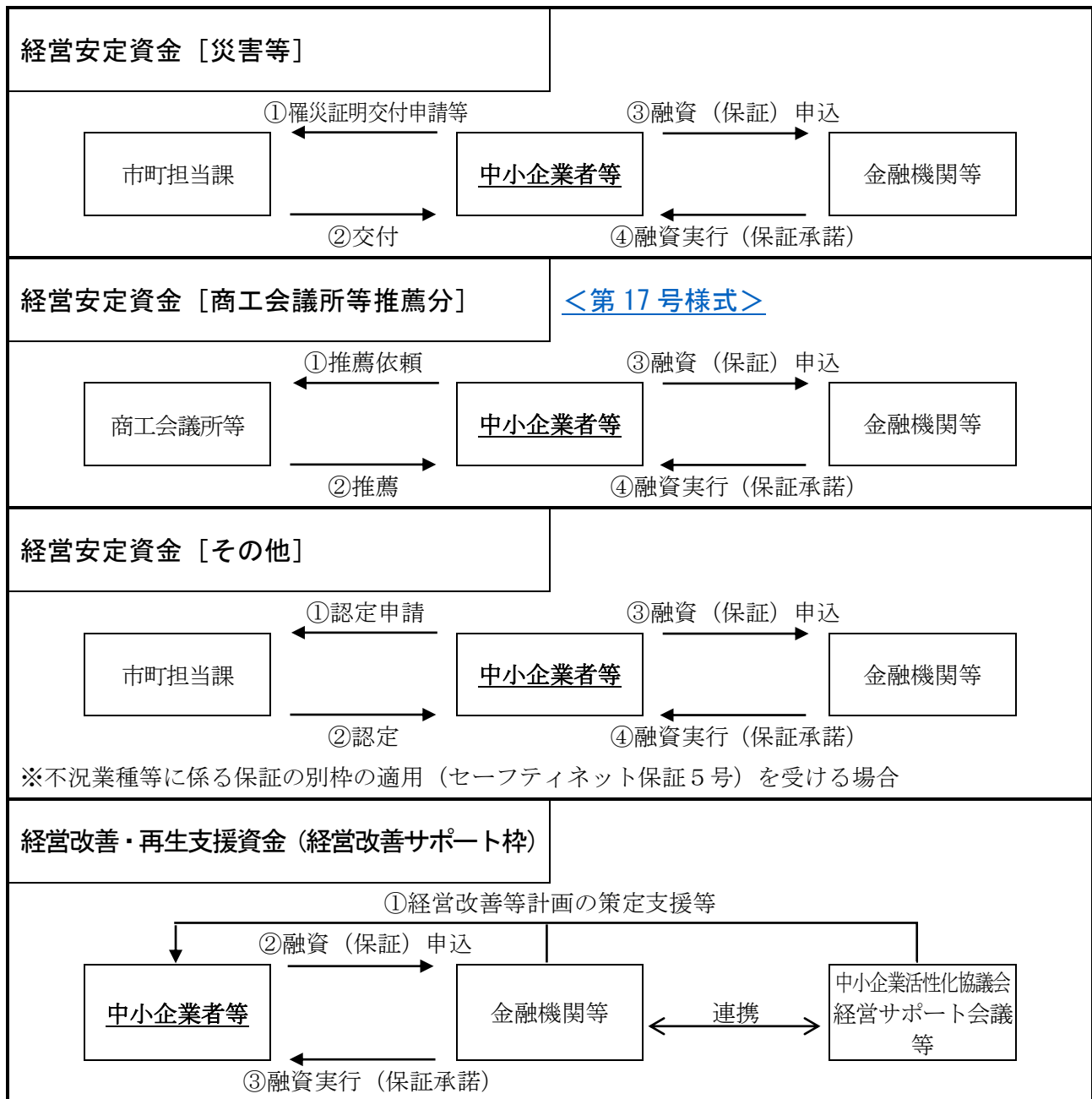


※金融機関は、商工組合中央金庫・山口銀行・西京銀行の各県内店（チケット事業協同組合を除く）

【特別な手続き：創業・新事業展開支援資金】



【特別な手続き：経営安定支援資金】



山口県中小企業融資制度要綱

(令和 7 年 4 月 1 日 令 7 経営金融第 1 号)

(令和 7 年 10 月 1 日 令 7 経営金融第 635 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業者については 1 億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項に掲げる業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令第 1 条第 2 項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下のもの

(2) 小規模企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令第 1 条の 2 で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものの

うち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5 人）以下のもの

(3) 特定事業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定事業者であって、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するもの

イ 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第 22 条第 1 項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの

ウ 特定事業者（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 15 条により特定事業者とみなされたものを含む。）であって、同法第 19 条第 1 項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。

エ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）附則第 8 条第 2 項、同法附則第 9 条第 2 項、又は同法附則第 10 条の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの

(4) 組合

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等に基づいて設立された組合（信用協同組合を除く。）であって、特定事業を行うものをいう。

(5) 中小企業者等

中小企業者及び組合をいう。

(6) 小規模企業者等

小規模企業者及び組合をいう。

(7) 輸出関連中小企業者

年間総売上高に対する輸出向製品売上高（間接輸出の場合を含む。）比率が 20%以上である中小企業者をいう。

(8) 下請事業者

下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者をいう。

(9) 指定再生手続開始申立等事業者

破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が 3,000 万円以上で、かつ、県内に関連中小企業者等を 10 以上有していること等により、県内の関連中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。

(10) 関連中小企業者等

指定再生手続開始申立等事業者に対して債権（売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権及び前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権をいう。）を有し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

ア 当該債権額が 50 万円以上であること。

イ 取引依存度が 20%以上であること。

(11) 常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから 1 年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるものをいう。

(12) 県内の新規学卒未就職者

令和 5 年 3 月以降に山口県内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者をいう。

(13) 山口しごとセンター登録者

山口しごとセンターに求職のための登録をしている者をいう。

(14) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。

(15) 中高年齢者

中高年齢者（45 歳以上 55 歳未満の者）及び高年齢者（55 歳以上 65 歳未満の者で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に規定する高年齢者雇用確保措置の対象となるものを除く。）をいう。

(16) 子育て等で退職した女性

出産・介護等による離職後長期間が経過し、就労経験のない若しくは乏しい女性をいう。

(17) 母子家庭の母又は父子家庭の父等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者のない女子又は男子で、次に掲げる者のいずれかを扶養するものをいう。

ア 20 歳未満の子

イ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）別表第 2 に定める障害がある状態にある子、両親、兄弟姉妹

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 5 号の精神又は身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者

(18) 若年者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 令和 7 年 3 月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は
中学校を卒業した者あるいは卒業予定である者

イ 令和 5 年 3 月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は
中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申
込みをしている者

ウ 山口しごとセンター登録者で、39 歳以下の者

(19) 認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営
革新等支援機関をいう。

(20) 経営サポート会議

保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者等ごとに経営
支援の方向性、内容等を検討する場をいう。

(21) 保証協会

山口県信用保証協会をいう。

(22) 取扱金融機関

県内に店舗を有する各銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）、各信用金庫、各信用
組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会及び山口県農業協同組合を
いう。

(23) 商工会議所

商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づいて設立された法人をいう。

(24) 商工会

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づいて設立された法人をいう。

(25) 商工会議所等

商工会議所、商工会及び山口県商工会連合会をいう。

(26) 商工会議所等の長

商工会議所会頭、商工会会長又は山口県商工会連合会会長をいう。

(27) 中央会

山口県中小企業団体中央会をいう。

(28) チケット事業協同組合

中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に掲げる事業協同組合で、主として組合員の取
扱品の販売又は役務の提供のためのチケット発行及びこれに関連する事業を行うもの
をいう。

(29) 信用保証

この要綱による融資（以下「制度融資」という。）を受けるに当たって付した保証協
会の保証をいう。

(30) 保証付制度融資

制度融資で、融資に当たって信用保証を付したものをいう。

(31) プロパー制度融資

前号に規定するもの以外の制度融資をいう。

(32) 事業承継・引継ぎ支援センター

産業競争力強化法に基づく認定支援機関に設置する事業引継ぎ相談窓口をいう。

(資金の種類及び目的)

第3条 制度融資に係る資金の種類及び目的は別表1の「資金の種類」及び「目的」の欄に掲げるとおりとする。

(融資の対象)

第4条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること。
- (2) 事業税を滞納していないこと。
- (3) 銀行取引停止処分又はでんさい取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証付制度融資にあっては、保証協会の求償権に対して弁済義務を有していないこと。ただし、連帯保証人にあっては、現に弁済中であるなど、その求償権の支払いについて誠意のある場合は、この限りでない。
- (5) 別表1の「資金の種類」の欄に掲げる資金の種類（以下「資金」という。）ごとに、それぞれ同表の「融資対象」の欄に掲げる要件を備えていること。

2 次の各号のいずれかに該当するとき、前項の規定は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、組合の構成員たる中小企業者が「県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (2) 「経営基盤強化資金（産業活性化資金、経営者保証免除促進資金、脱炭素経営未来投資応援資金、雇用創出支援資金、若年者雇用促進資金、女性活躍応援資金、おいでませ山口観光振興資金、防災・減災対策支援資金及び事業円滑化資金）」の融資対象者及び「創業・新事業展開支援資金（DX対応支援資金及びビジネスモデル再構築支援資金（融資対象4、5及び6を除く））」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、「原則として6月以上事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (3) 「創業・新事業展開支援資金（事業承継支援資金）」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとする。
- (4) 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資対象1又は2に該当する者として融資を受けようとするもののうち、創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合は、前項第1号及び第2号の規定は適用しないものとする。

- (5) 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資対象者のうち、再挑戦支援保証の適用を受ける場合は、前項第1号から第4号の規定は適用しないものとする。

ただし、既に再起業している者にあつては、その再起業した事業について、前項第2号から第4号を適用する。

- (6) 制度融資に係る資金の融資対象者のうち、求償権消滅保証の適用を受ける場合は、前項第4号の規定は適用しないものとする。
- (7) 「経営安定支援資金（経営支援特別資金）」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとし、「県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を行っていること。」を適用する。

（融資の条件）

第5条 制度融資の条件（資金使途、融資限度額、融資利率、保証料率、融資期間、償還方法、保証人及び担保）は、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

- 2 保証付制度融資にあつては、保証協会の業務方法書に定める保証金額の最高限度額を超えることはできないものとする。

（認定等）

第6条 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の推薦を受けなければならない。

- 2 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象2に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ市町長の推薦を受けなければならない。

- 3 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象4又は5に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。なお、必要に応じて事前に市町長の推薦を受けるものとする。

- 4 「経営基盤強化資金（おいでませ山口観光振興資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ市町長、商工会議所等、中央会又は県観光連盟の推薦を受けなければならない。

- 5 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ中央会の推薦を受けなければならない。

- 6 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ商工会議所等又は取扱金融機関店舗の推薦を受けなければならない。

- 7 「創業・新事業展開支援資金（事業承継支援資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1（2）に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ事業承継・引継ぎ支援センターを設置する団体の長の推薦を受けなければならない。

- 8 「経営安定支援資金（経営安定資金）」のうち別表 1 に定める当該資金の融資対象 1 に該当する者として融資を受けようとするものは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けなければならない。
- 9 「経営安定支援資金（経営安定資金）」のうち別表 1 に定める当該資金の融資対象 4（商工会議所等推薦分）に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の指導を十分に受けるとともに、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けなければならない。

なお、商工会議所等は、当該指導に際しては、保証協会、取扱金融機関等と密接な連絡をとるものとする。

- 10 前各項に規定する認定の申請又は推薦の依頼を受けた者は、関係機関への確認や調査を行う等適切な処理を行い、認定書又は推薦書を交付するものとする。

（融資の申込み）

第 7 条 制度融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を資金ごとにそれぞれ別表 1 の「申込先」の欄に掲げる申込先に提出しなければならない。

- (1) 認定書又は推薦書（前条に掲げる資金の融資申込の場合に限る。）
- (2) 事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）（写し可）
- (3) 保証付制度融資の申込みに当たっては、保証を行うについて保証協会が必要とする書類

（制度融資に対する取扱条件等－保証協会）

第 8 条 保証協会は、次の各号に定めるところにより、制度融資に係る信用保証を行わなければならない。

- (1) 信用保証に係る条件については、資金ごとにそれぞれ別表 1 の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。
- (2) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

（制度融資に対する取扱条件等－取扱金融機関）

第 9 条 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより、制度融資を行わなければならない。

- (1) 融資の条件については、資金ごとにそれぞれ別表 1 の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。
- (2) プロパー制度融資を行うに当たっては、原則として信用保証を付すことを条件としてはならないこと。
- (3) 制度融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならないこと。
- (4) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

（融資を受けた者の遵守事項）

第 10 条 制度融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(原資の預託方法)

第 11 条 県は、制度融資を行うため、予算の範囲内において原資を取扱金融機関に預託するものとする。

ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

2 前項の原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

3 取扱金融機関に対する原資の預託期間は、前項の預託した日から当該年度の末日（知事が別に定めたときは、その期日）までとする。

(原資に対する取扱条件)

第 12 条 取扱金融機関は、制度融資に係る原資の預託を受けたときは、資金の種類ごとに預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

(繰上償還)

第 13 条 知事は、制度融資を受けた者等がこの要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

2 取扱金融機関は、制度融資を受けた者が、前項の規定に該当する場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

(弾力運用)

第 14 条 知事は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により制度融資の条件等について変更する必要があると認めたときは、保証協会、中央会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

2 知事は、前項により変更した場合には、速やかに保証協会、中央会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

(報告)

第 15 条 保証協会及び中央会並びにプロパー制度融資を行った取扱金融機関は、制度融資に係る毎月の保証又は融資の状況を山口県中小企業制度融資状況月報（別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式）及び当月融資実行明細表（別記第 3 号様式）により、翌月 10 日までに知事に報告しなければならない。

(調査)

第 16 条 知事は、制度融資を受けた中小企業者等、保証協会、中央会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項等は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

資金の 種類 区分		目 的	融 資 対 象	融 資 条 件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経 営 基 盤	産 業 活 性 化 資 金	県内における産業の再生強化や生産量等の増加につながる積極的な投資、産業集積を活性化する大規模で先進的な投資などを行う中小企業者等に必要な事業資金を融通することにより、産業力の増強、商店街の振興、地域経済の活性化、都市機能の向上、魅力あるまちづくりの進展及び人口の定住促進を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資計画(経常利益の伸び率が3%以上、直近決算の経常利益が赤字の企業にあっては、概ね3年以内に経常利益を黒字化)を策定し、商工会議所等の推薦を受けたもの 2 個店の魅力化や経営の近代化等、まちづくりの観点から、次のいずれかに該当し、市町長の推薦を受けたもの (1) ショーウィンドー・看板・ブラインドの統一化や特色化等商店街のまちづくりに合わせた店舗の改装等を行おうとするもの (2) 商店街の空店舗を利用して事業を行おうとするもの (3) 空店舗とならないよう事業承継を行おうとするもの (4) テナントミックス実現のため業種転換等を行おうとするもの 3 最近3ヵ月又は6ヵ月又は直近決算の売上高又は経常利益が前年同期に比べて2%以上増加しており、生産量又は販売量の増加につながる積極的な投資を行うもの 4 地域の中核中小企業を行う大規模で先進的な工場の整備等(3億円以上)であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの 5 商業・サービス業等の大型設備投資(3億円以上)で、次のいずれかに該当し、知事が認定したもの (1) 中核都市等の形成に資するもの (2) その他、市町長が推薦するもの	運転 設備	千円 融資対象の1、2及び3 280,000 〔ただし、運転は50,000を限度とする。〕 融資対象の4及び5 500,000 〔ただし、運転は50,000を限度とする。〕	年% 融資対象の1 5年以内 2.0(1.8) 5年超10年以内 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1) 融資対象の2、3、4及び5 5年以内 2.3(2.1) 5年超10年以内 2.4(2.2) 10年超 2.6(2.4) 〔融資対象の4及び5のうち保証無の場合は 5年以内 2.4 5年超10年以内 2.5 10年超 2.7〕	保証付き の場合は 別表2の とおり	融資対象の1、2及び3 運転 5 (1) 設備 15 (2) 融資対象の4及び5 運転 5 (1) 設備 20 (2)	月賦	保証付の場合は、保証協会の定めるところによる。 保証無の場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	融資対象の1、2及び3 各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合 融資対象の4及び5 原則として、県内に本店を有する各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営者保証 免除 促進資金	経営者保証を提供しないことを希望する際に生じる「保証料の上乗せ分」の負担を軽減し、中小企業者の思い切った事業展開を促進する。 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を活用するもの	信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望しており、かつ、次のいずれにも該当する法人である中小企業者等 ※ 法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」)の決算がない中小企業者は1、2及び3、設立事業年度の次の事業年度の決算がない中小企業者は3の申込人資格要件は問わない 1 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」)以前2年間(法人の設立日から起算して2年間に満たない場合はその期間)において、決算書等を金融機関の求めに応じて提出している 2 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない 3 次の両方又はいずれかを満たす ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない 4 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出している ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出する ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えない ※1 代表者に準ずる者を含む ※2 当該中小企業者の事業実施に必要なもの及び少額のものを除く	運転 設備	80,000 〔ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは、別に80,000〕	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2の とおり	10 (1)	月賦	不要	不要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経 営 基 盤 強 化 資 金	脱炭素経営 未 来 投 資 応 援 資 金	中小企業者が気 候変動対策をリス ク低減と成長のチ ャンスと捉え、脱炭 素経営を押し進め、 新たな取引先やビ ジネスチャンスの 獲得につなげてい けるよう事業資金 を融通し、企業の未 来への投資に向けた 挑戦の後押しを 図る。	次のいずれかの脱炭素経営に取組む中小企業者等 1 高効率の照明・空調・熱源機器の導入等によるエネルギー消費量の削減の取組 2 太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の導入、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの導入等、エネルギーの低炭素化の取組 3 電気自動車の導入、暖房・給湯のヒートポンプの導入等、利用エネルギーの転換の取組 4 国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組 ※ 上記１～４に係る温室効果ガスの排出量の調査についても融資の対象とする。	運転 設備	千円 280,000	年％ 5年以内 2.0(1.8) 5年超10年以内 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1)	年％ 別表２の とおり	年以内 15 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月１日～ 3月31日
	雇用創出 支 援 資 金	人材の確保に努 め、積極的な事業拡 大を行う中小企業 者等に対して、低利 かつ長期の資金を 供給し、雇用機会の 創出及び地域経済 の活性化を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 生産能力の増強、新規需要の開拓等雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後６ヵ月以内に１人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの 2 全体の雇用の減少を伴わずに、定年退職等の補充として、令和７年４月以降に１人以上の県内高校・大学等新規学卒(予定)者、県内の新規学卒未就職者又は山口しごとセンター登録者を常用労働者として雇用し、又は今後６ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの 3 県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、管理部門や生産設備を集約するために今後６ヵ月以内に県外の事業所の常用労働者を県内へ配置転換し、１年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの 4 障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前１年以内に常用労働者として雇用し、１年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの	運転 設備	280,000 〔ただし、運転は 50,000を限度とする。〕	5年以内 2.0(1.8) 5年超10年以内 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1)	別表２の とおり	運 転 ５ (1) 設 備 15 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月１日～ 3月31日
	若 年 者 雇 用 促 進 資 金	若年者の雇用に 積極的に取り組む 中小企業者等に対 して、低利かつ長期 の資金を供給し、若 年者の雇用の維持・ 創出及び地域経済 の活性化を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 雇用の減少を伴わずに、令和７年４月１日以降に若年者を２人以上常用労働者として雇用しているもの 2 雇用の減少を伴わずに、今後３ヵ月以内に若年者を２人以上常用労働者として雇用する事業計画を有しているもの	運転 設備	280,000 〔ただし、運転は 50,000を限度とする。〕	5年以内 1.4(1.2) 5年超 1.5(1.3)	別表２の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月１日～ 3月31日
	女性活躍 応 援 資 金	女性が働きやす い職場環境づくり などに積極的に取 り組む中小企業者 等を支援するため、 雇用環境の改善や 女性の職場におけ る活躍促進に向け た取組など必要 な資金の融通を図る。	女性が働きやすい職場環境づくりや女性活躍促進事業計画書に基づく女性の職場における活躍促進のための環境づくりなどに積極的に取り組む中小企業者等（「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐち」とも×いく）応援企業」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る）	運転 設備	50,000 〔ただし、運転は 20,000を限度とする。〕	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表２の とおり	運 転 ５ (1) 設 備 10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月１日～ 3月31日
金	おいでませ 山 口 観 光 振 興 資 金	「おいでませ山 口観光振興条例」の 趣旨を踏まえ、創意 工夫を生かした事 業活動や、観光旅行 者の需要に対応し たサービス提供等 を行う中小企業者 等に必要な事業資 金を融通すること により、観光振興及 び地域経済の活性 化を図る。	次の事業を行う中小企業者等で、市町長、商工会議所等、中央会又は県観光連盟の推薦を受けたもの 1 観光施設の整備拡充を行うもの 2 その他、県内の観光振興に資する事業を行うもの	運転 設備	280,000 〔ただし、運転は 50,000を限度とする。〕	5年以内 2.0(1.8) 5年超10年以内 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1)	別表２の とおり	運 転 ５ (1) 設 備 15 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月１日～ 3月31日

区 分 資金の種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使 途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経営 基 盤 強 化 資 金	防災・減災 対 策 支 援 資 金	多発する大規模な自然災害等を背景に、中小企業者の緊急事態に備えた対策及び計画策定を支援するため、資金を融通し、災害に強い県づくりを推進する。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 事業継続計画の策定や事業継続計画に基づく対策を行うもの 2 事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けたものであって、計画に基づく対策を行うもの 3 連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けたものであって、計画に基づく対策を行うもの	運転 設備	千円 80,000	年％ 5年以内 2.0(1.8) 5年超10年以内 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1)	年％ 別表2の とおり	年以内 15 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	事業円滑化 資 金	中小企業者が必要とする長期事業資金の融通を円滑にして企業経営の安定強化及び合理化を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 取引先の整理倒産等により不良債権が多くなったもの 2 取引条件の悪化又は受注売上げの減少したもの 3 経営改善を図ろうとするもの 4 輸出関連中小企業者 5 下請事業者への支払条件を改善しようとするもの 6 工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等を行おうとするもの	運転 設備	200,000 〔ただし、運転は 50,000を限度とする。〕	5年以内 2.5(2.3) 5年超10年以内 2.7(2.5) 10年超 2.8(2.6)	別表2の とおり	運転 5 (1) 設備 15 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	組 合 事 業 資 金	組合が必要とする長期資金の融通を円滑にして経営の合理化及び安定化を図る。	次のいずれかに該当する組合で中央会の推薦を受けたもの 〔 運 転 〕 1 共同購入又は共同販売を行うもの 2 共同化・協業化事業を行うもの 3 取引先の整理倒産等により不良債権が多くなったもの 4 取引条件の悪化又は受注売上げの減少したもの 5 経営改善を図ろうとするもの 6 下請事業者への支払条件を改善しようとするもの 7 チケット発行及びこれに関連する事業を行うもの 〔 設 備 〕 1 機械、器具、船舶、構築物又は建物等の取得(更新、改造等を含む。)を行うもの 2 共同化・協業化事業を行うもの 3 工場移転又は事業転換を行うもの 4 工場緑化を行うもの	運転 設備	250,000 〔ただし、運転は 50,000を限度とする。〕	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2) 〔保証無の場合は〕 5年以内 2.4 5年超 2.5	保証付き の場合は 別表2の とおり	運転 5 (6月) 設備 10 (1)	月賦 〔チケ ット 事業 組合 の場 合、 月賦 又は 一括〕	保証付の場 合は、保証協 会の定める ところによる。 保証無の場 合は、取扱金 融機関の定 めるところ による。	必要に応じて徴求する。	中央会	商工組合中央金庫、山口銀行、 西京銀行 チケット事業協同組合の場合 各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	緊 急 対 策 資 金	突発的な経済上の緊急事態に際して早急な金融支援を講ずる。	別に定めるところによる。											
創業・新事業 展 開 支 援 資 金	スタート ア ッ プ 創 出 促 進 資 金	スタートアップ時に直面する資金調達の困難さの解消を図るため、創業・再挑戦に必要な成長資金を融通し、新たな分野への挑戦を後押しするとともに、地域経済の活性化や地域雇用の確保を図る。	商工会議所等又は取扱金融機関から事業計画についての推薦を受けた以下のもの 1 事業を営んでいない個人で、1か月以内(※1)に新たに事業を開始するもの 2 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1,2)に新たに会社を設立するもの 3 事業を営んでいない個人で、事業を開始して5年未満のもの(※1) 4 事業を営んでいない個人が設立し、設立後5年未満の会社(法人成りした場合を含む)(※1,2) 5 分社化を計画する会社(※2) 6 設立後5年未満の分社化された会社(※2)	運転 設備	35,000	5年以内 (1.5)【1.2】 5年超 (1.6)【1.3】 ※【 】書きは、令和6年4月1日以降に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6月以内のものに限る。	別表2の とおり	10 (1) ※スタートアップ創出促進保証により経営者保証不要となる場合で、かつ保証申込時に別途、金融機関が独自に融資を実行する場合、又は金融機関独自の融資残高がある場合は据置3年以内まで拡充	月賦	保証協会の 定めるところによる。	不要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	〔責任共有 制 度 対 象 外 資 金〕	創業関連保証(全国統一保証制度)を活用するもの 再挑戦支援保証を活用するもの スタートアップ創出促進保証を活用するもの	※1 経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年以内の場合を含む ※2 経営者保証免除の場合は、創業予定者又は税務申告1期未終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること。											

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	事業承継 支援資金	事業承継に必要な資金を融通することにより、地域経済の活性化や地域雇用の確保を図る。 融資対象の2は、事業承継特別保証（全国統一保証制度）を活用するもの 融資対象の4は、経営承継借換関連保証（全国統一保証制度）を活用するもの	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当するもの (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの（同条同項第1号ハ並びにニの規定に係るものを除く） (2) 事業承継・引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けたもの 2 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するもの (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと ① 資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率〔(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)] が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩んでいる借入金がないこと 3 中小企業者の経営を承継するもののうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハの規定による認定を受けたもの 4 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下のいずれにも該当するもの (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による認定を受けたもの (2) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと ① 資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率〔(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)] が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩んでいる借入金がないこと	運転 設備	千円 200,000	年% 融資対象の1、3及び4 5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9) 融資対象の2 5年以内 2.0 5年超 2.1	年% 別表2のとおり	年以内 融資対象の1及び3 10 (2) 融資対象の2及び4 10 (1)	月賦	融資対象の1 保証協会の定めるところによる。 融資対象の2、3及び4 不要	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日
	D X 対応 支援資金	D X推進に取り組む中小企業者等に必要な事業資金を融通し、地域経済の活力維持・活性化及び生産性向上を推進する。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 デジタル技術（I o Tクラウドサービス、5 G、A I等）を活用し、省人化・省力化や生産性向上に取り組むもの 2 国、県または市町が交付する補助金を活用し、D X推進に取り組むもの	運転 設備	100,000 〔ただし、運転は50,000を限度とする。〕	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2のとおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日
	ビジネス モデル 再構築 支援資金	厳しい経営環境に直面しながらも、今後の経済社会に対応していくため、中小企業者等の業態転換や事業多角化、事業再構築などの事業再構築の積極的な取り組みを後押しし、成長を促進する。	次の1から3までのいずれかを満たす意欲ある中小企業者等及び次の4から6までのいずれかに該当する意欲ある特定事業者 ■ 業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】 1 国や県、市町が交付する補助金等（事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用しての業態転換等新たな事業に取り組むもの）のつなぎ資金や継ぎ足し資金 2 現在行っている事業を継続しつつ、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能などの転換などで、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画、又は現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画を作成したもの 3 S D G s の趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築（融資対象1から3までのいずれか）につながる取組で経営行動に係る計画を作成したもの ■ 付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、ウ又はエに該当する特定事業者） 5 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、イ又はエに該当する特定事業者） 6 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する認定経営力向上計画に従って、経営力向上に係る事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、イ又はエに該当する特定事業者）	運転	100,000	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2のとおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日
	海外 ビジネス 展開 支援資金	経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開する事業資金を融通し、中小企業者等の活力ある成長及び発展を図る。	海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、輸出入商談会への参加、国内外展示会及び国際博覧会への出展、海外での営業活動、海外販売コーナーの設置、事業化可能性調査等、海外市場販路開拓及び拡大等のために資金を必要とする中小企業者等	運転	10,000	2.0(1.8)	別表2のとおり	5 (1)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
小規模企業 支援資金	小規模企業 支 援 資 金	小規模企業者が 必要とする長期資金の融通を円滑にして、企業経営の安定強化及び合理化を図る。	小規模企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの	運転 設備	千円 40,000 〔ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは80,000を限度とする。〕	年％ 5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	年％ 別表2のとおり	年以内 10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	小規模企業 支 援 小 口 資 金 〔責任共有 制 度 対 象 外 (資 金)〕	小口零細企業保証(全国統一保証制度)を活用し、小規模企業者が必要とする小口の資金を融通することにより、企業経営の安定強化及び合理化を図る。	健全な経営の維持発展が見込まれる小規模企業者であって、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円以下となるもの	運転 設備	20,000	5年以内 (1.8) 5年超 (1.9)	別表2のとおり	10 (1)	月賦 又は 一括	保証協会の定めるところによる。	原則 不要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	短 期 サ ポ ー ト 資 金	小規模企業者等及び中小企業者の一時的な資金需要に対応する短期運転資金を融通することにより、小規模企業者等及び中小企業者の経営の安定を図る。	商品仕入、諸決済(支払手形、買掛金又は未払金の決済)又は賞与支給等のため、一時的に資金を必要とする小規模企業者等及び中小企業者	運転	8,000 〔ただし、不況業種は10,000、組合は48,000を限度とする。〕	2.2(2.0) 〔保証無の場合は2.3〕	保証付きの場合は別表2のとおり	6月	月賦 又は 一括	保証付の場合、保証協会の定めるところによる。保証無の場合、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
経 営 安 定 支 援 資 金	経 営 安 定 資 金	取引先の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者等や、倒産のおそれのある中小企業者等で経営的に再建の見込みのあるものに長期資金を融通することにより、経営の安定及び倒産の回避を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、その住所地为管轄する市町長の認定を受けたもの 2 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの 3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じているもの 4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの	運転 設備	80,000	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2のとおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経 営 支 援 特 別 資 金	経済的環境の変化により、売上げの減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者等の資金調達を円滑にし、経営基盤の強化を支援する。	次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等 1 最近の経済的環境の変化により、経営の安定に支障を生じており、次のいずれかの要件に該当すること。 (1) 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。 (2) 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、直近決算において経常利益ペースで赤字であること。 2 経営合理化等により、今後3年以内に売上高又は経常利益の回復が見込まれること。	運転 設備	80,000	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2のとおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	原油価格・ 物 価 高 騰 対 応 資 金	原油価格や物価の高騰で、事業活動に影響を受けている中小企業者等の資金需要に対応した資金を融通することにより、経営の安定及び倒産の回避を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額が、前年同期又は令和2年1月以前の直近同期の合計額に比べて5%以上減少していること 2 原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益(粗利益)が、前年同期又は令和2年1月以前の直近同期と比べて5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額が、前年同期又は令和2年1月以前の直近同期の合計額に比べて5%以上減少見込であること	運転 設備	80,000	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9)	別表2のとおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

区 分 資金の種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使 途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経営安定支援資金	賃金引上げ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金	原油価格や物価の高騰に加え、最低賃金引上げによるコストの上昇を背景に、中小企業者が賃上げ・価格転嫁等に円滑に取り組めるよう、資金を融通し経営の安定を図る。	次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等 1 雇い入れ後6月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を3％以上引き上げること。なお、国の補助金の交付を受け、賃金の引上げに取り組む場合は、雇い入れ後6月を経過した労働者の3％以上の賃金の引上げとみなす。 2 賃金の引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁に取り組むこと。	運 転 設 備	千円 80,000	年％ 5 年以内 2.0(1.8) 5 年超 2.1(1.9)	年％ 別表2の とおり	年以内 10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 (協調支援枠)	中小企業の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を支援する。 協調支援型特別保証(全国統一保証制度)を活用するもの	以下のいずれかに該当する中小企業者等 1 本資金融資額の1割以上(期間1年以上)のプロパー融資を同時に受けるもの 2 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの	運 転 設 備	280,000	5 年以内 2.0 5 年超 2.1	別表2の とおり	運 転 10 (1) 設 備 10 (3)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 (経 営 力 強 化 枠)	中小企業の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を支援する。 経営力強化保証(全国統一保証制度)を活用するもの	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	運 転 設 備	280,000	5 年以内 2.0 5 年超 2.1	別表2の とおり	運 転 5 (1) 設 備 7 (1) 既往の保証付き借入金を借り換える場合 10 (1)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 (経 営 改 善 サポート枠)	中小企業の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を支援する。 経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)(全国統一保証制度)を活用するもの	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 2 認定支援機関(山口県中小企業活性化協議会及び産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 3 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 4 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 5 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 6 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 7 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの 9 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 10 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 11 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 12 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	運 転 設 備	280,000	5 年以内 2.0(1.8) 5 年超 2.1(1.9) 10 年超 2.3(2.1)	別表2の とおり	15 (3)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

※ 融資期間が10年を超える資金について、中小企業者等は借入時に10年を超える時点での金利見直しを選択できる。

別表 2（保証料率）

保 証 料 率

- 1 信用保証が中小企業信用保険法（以下この表において「法」という。）第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合を除く。）として表1に定める信用保証料率を適用する。また、「事業承継支援資金（融資対象の2及び4）」については、中小企業活性化協議会により事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合は、表2に定める信用保証料率を適用する。

「経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の1）」については、表3に定める信用保証料率を適用する。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

「経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の2）」については、表4に定める信用保証料率を適用する。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

「経営改善・再生支援資金（経営改善サポート枠）」については、表5に定める信用保証料率を適用する。経営者保証免除対応を適用する場合は、0.20%を上乗せする。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

中小企業の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて保証協会が適用した区分に応じた保証料率

〔表1〕 (単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有外保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

＜「事業承継支援資金（融資対象の2及び4）」において、中小企業活性化協議会の確認を受けた場合＞

〔表2〕 (単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	0.70	0.59	0.49	0.38	0.33	0.27	0.21	0.16	0.09

＜経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の1）＞

〔表3〕 (単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助	県	0.45	0.41	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19	0.14
	国	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30
事業者実質負担		0.50	0.47	0.42	0.36	0.31	0.27	0.21	0.16

<経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の2）>

[表4]

(単位：年%)

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助	県	0.45	0.41	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19	0.14	0.11
	国	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者実質負担		0.98	0.91	0.81	0.70	0.60	0.52	0.41	0.31	0.23

<経営改善・再生支援資金（経営改善サポート枠）>

[表5]

(単位：年%)

責任共有制度区分		責任共有対象外		責任共有対象	
経営者保証免除対応		適用する	適用しない	適用する	適用しない
信用保証料率		1.20	1.00	1.00	0.80
補 助	県	0.15	0.15	0.15	0.15
	国	0.90	0.70	0.70	0.50
事業者実質負担		0.15			

- 2 信用保証が法第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合に限る。）

(単位：年%)

区 分	信用保証料率
責任共有保証料率	0.88
責任共有外保証料率	1.08

- 3 信用保証が上記1及び2以外の保険に係るもの

保証種別に応じた保証料率

(単位：年%)

保 証 種 別	信用保証料率
災害関係保証	0.65
特別小口保険に係る保証 ^{注2}	0.65
経営安定関連保証	0.65
創業関連保証 ^{注3}	0.65
再挑戦支援保証	0.65
その他の保証	保証協会所定の保証料率－0.15% (ただし、下限を0.65%とする。)

注1) 上記1～3の保証料率については、いずれも融資額（貸付金額）に対する年率（%）。

注2) 特別小口保険に係る保証の保証料率については、特定非営利活動法人の場合、0.56%（責任共有制度対象）。

注3) 創業関連保証のうちスタートアップ創出促進保証を適用する場合は、0.20%を上乗せする。

注4) 事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となる保証の保証料率については、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%を上乗せする。ただし、経営者保証免除促進資金に限り、0.10%に相当する額を国が補助し、事業者実質負担は年0.49%から2.11%とする。

別記様式

第1号様式（保証協会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（令和 年度 月分）

山口県信用保証協会
(金額 単位：千円)

資金の種類	保証 承諾 年度	前月末保証 債務残高(A)		区 分	保 証 申 込		保 証 承 諾		融資実行(B)		償 還(C)		代位弁済(D)		当月末保証 債務残高(E)	
		件数	金 額		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												

(注) (A) + (B) - (C) - (D) = (E)

第2号様式（金融機関及び中央会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（令和 年度 月分）
（金融機関名 ）
（金額 単位 千円）

資金の種類	前月末融資残高 (A)		区分	融資申込		融資実行 (B)		償還 (C)		当月末融資残高 (D)		備考
	件数	金 額		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									

（注）1. (A) + (B) - (C) = (D)

2. 経営基盤強化資金(組合事業資金)において、チケット事業協同組合と他の組合に係る貸付はそれぞれ区分して記入すること。

第3号様式（保証協会、金融機関及び中央会共通）

当 月 融 資 実 行 明 細 表

資金の種類	業種	企業名	資本金 (千円)	従業員数	所在 市町	申込金額 (千円)	融資金額 (千円)	資金使途	融資期間 (据置)	信用保証 の有無	備考

（注） 1. 業種は、日本標準産業分類の中分類で記載すること。

2. 資金使途は、運転、設備又は運転・設備と記載すること。

3. 融資期間は月単位で記載すること。

4. 当月中に融資実行したものについて記載すること。

山口県中小企業制度融資取扱要領

(令和7年4月1日 令7経営金融第2号)

この要領は、山口県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、山口県中小企業制度融資の取扱いについて資金ごとに必要な事項を定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 基 盤 強 化 資 金	産業活性化 資 金	要綱別表1の同融資対象欄に規定する「大規模で先進的な工場の整備等であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの」とは、投資規模が3億円以上のもので、以下の1から4のいずれかに該当するもののうち知事が認定したものとする。 - 工場新設等を行い、受・発注、雇用の拡大等を図ることにより、県内経済への波及効果が見込まれるもの - 新たな技術や新製品の開発等を目的とした工場の新設等を行うことにより、産業構造の転換・高度化に資するもの - 快適な労働環境の提供や、地域環境との調和を目的とした工場新設等を行うことにより、若者等の県内定住の促進に資するもの - その他、上記1～3の趣旨に基づき、適当と判断されるもの	要綱第6条第1項に規定する商工会議所等への推薦依頼書は別記第1－1号様式によるものとする。 要綱第6条第2項に規定する市町長への推薦依頼書は別記第1－2号様式によるものとする。 産業活性化資金（融資対象3）の融資を受けようとする中小企業者等は「産業活性化資金（融資対象3）対象要件申告書」（別記第1－3号様式）を提出するものとする。 要綱第6条第3項に規定する知事の認定等に係る手続きは次のとおりとする。 - 産業活性化資金の認定を受けようとする中小企業者等は「産業活性化資金（融資対象4、5）認定申請書」（別記第1－4－1号様式）及び事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）各1部を取扱金融機関に提出するものとする。 - 取扱金融機関は、認定申請書の提出があり当該融資が適当であると認めたときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書」（別記第1－4－2号様式）に当該認定申請書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。 また、取扱金融機関は、必要に応じて「産業活性化資金（融資対象4、5）推薦依頼書」（別記第1－4－3号様式）に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、市町長に提出するものとする。 - 市町長は、融資対象として適当であると認め、推薦したときは「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1－4－4号様式）に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。 - 知事（経営金融課）は、融資対象として認定したときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書」（別記第1－4－5号様式）により申請者に通知し、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1－4－6号様式）により取扱金融機関に推薦するものとする。

資金名		融資対象・資金使途に係る具体的内容	認定手続き・申請書様式等
経営基盤強化資金	経営者保証免除促進資金		経営者保証免除促進資金の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が規定する 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 を提出するものとする。
	脱炭素経営未来投資応援資金		脱炭素経営未来投資応援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「脱炭素経営未来投資事業計画書」(別記第2号様式)を提出するものとする。
	雇用創出支援資金		雇用創出支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「雇用創出支援資金対象要件申告書」(別記第3号様式)を提出するものとする。
	若年者雇用促進資金		若年者雇用促進資金の融資を受けようとする中小企業者等は「若年者雇用促進資金対象要件申告書」(別記第4号様式)を提出するものとする。
	女性活躍応援資金	融資対象は以下の1から3のいずれかに該当するものとする。 1 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備 2 男性が育児参加しやすい雇用環境づくり 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の実施等のための取組	要綱別表1の同融資対象欄に規定する女性活躍促進事業計画書は 別記第5号様式 によるものとし、資金使途が左記の3の場合に限り提出するものとする。
	防災・減災対策支援資金		防災・減災対策支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「防災・減災対策支援資金対象要件申告書」(別記第6号様式)を提出するものとする。
観光振興資金	おいでませ山口観光振興資金	融資対象欄の1に規定する「観光施設」とは、以下の1から6のいずれかに該当するものとする。 1 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営むための施設（下宿営業、カーテル、モーテルその他これに類するものを除く。）） 2 宿泊施設における防災施設（消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防の用に供する施設） 3 交通施設 (1) 観光バス、観光タクシー（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に使用する自動車で、専ら観光客の用に供するもの）、遊覧船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用する船舶で、専ら観光客の遊覧の用に供するもの）	要綱第6条第4項に規定する市町長、商工会議所等、中央会又は県観光連盟への推薦依頼書は 別記第7号様式 によるものとする。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 基 盤 強 化 資 金		(2) 観光用索道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第5項に規定する索道事業で、専ら観光客の運送を目的とするもの） (3) 駐車場（有効面積が500㎡以上の駐車場で、主として観光客の利用に供するもの） 4 温泉利用施設（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に規定する温泉の利用施設で、温泉プール、温泉利用の植物園等、主として観光客の利用を目的とするもの（公衆浴場等主として観光客以外の利用が予測されるものを除く。）） 5 観光客接遇施設（休息施設（併設された食堂又は売店を含む。）、観光土産品販売所（専ら観光土産品を販売し、かつ売り場面積が50㎡以上のもの）、その他観光客の接遇に必要な施設） 6 レジャーセンター、飲食店、その他観光の振興に資すると認められるもの	
	組合事業資金	組合事業資金の融資の対象となる組合は、以下のいずれかに該当する組合とする。 1 山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入している組合 2 上記1以外の組合で中央会が特に認めたもの	要綱第6条第5項に規定する中央会の推薦等にかかる手続きは次のとおりとする。 1 組合事業資金の推薦を受けようとする組合は、中央会に借入れを希望する日の7日前までに「組合事業資金推薦依頼書」（ 別記第8－1号様式 ）を1部提出するものとする。 2 中央会は、組合から組合事業資金推薦依頼書の提出があったときは、当該組合について、推薦に必要な調査を行うものとする。 3 中央会は、推薦すべきものと決定したときは、推薦依頼組合に対し「組合事業資金推薦書」（ 別記第8－2号様式 ）を交付するものとする。 4 取扱金融機関は、組合事業資金推薦書の交付を受けた組合が融資の申込みをしたときは、推薦金額の範囲内で融資の可否を決定するものとする。 5 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、中央会に対し、その旨を通知するものとする。 6 中央会と取扱金融機関とは、連携を密にして、組合事業資金の運用について支障のないように努めなければならない。 7 上記1から6に規定するもののほか、なお必要な事項は、中央会、取扱金融機関及び県とで協議の上、決定するものとする。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等								
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	スタートアップ創出促進資金	事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取得が確実である見通しがあることが必要である。	要綱別表1の同融資対象欄に規定する商工会議所等又は取扱金融機関店舗から事業計画についての推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書は、下表によるものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>様式</td></tr><tr><td>創業関連保証</td><td>第9号様式及び第10－1号様式（又は第10－2号様式）</td></tr><tr><td>再挑戦支援保証</td><td>第9号様式、第11－1号様式及び第11－2号様式</td></tr><tr><td>スタートアップ創出促進保証</td><td>第9号様式及び第12号様式</td></tr></table>	区分	様式	創業関連保証	第9号様式 及び 第10－1号様式 （又は 第10－2号様式 ）	再挑戦支援保証	第9号様式 、 第11－1号様式 及び 第11－2号様式	スタートアップ創出促進保証	第9号様式 及び 第12号様式
	区分	様式									
	創業関連保証	第9号様式 及び 第10－1号様式 （又は 第10－2号様式 ）									
	再挑戦支援保証	第9号様式 、 第11－1号様式 及び 第11－2号様式									
	スタートアップ創出促進保証	第9号様式 及び 第12号様式									
事業承継支援資金	事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取得が確実である見通しがあることが必要である。	要綱別表1の同融資対象欄に規定する事業承継・引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書等は 別記第13－1号様式 及び 第13－2号様式 によるものとする。									
D X 対応支援資金		D X 対応支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「D X 対応支援資金に関する事業計画書」（ 別記第14号様式 ）を提出するものとする。									
ビジネスモデル再構築支援資金		要綱別表1の同融資対象欄2又は3に規定する経営行動に係る計画書は 別記第15号様式 によるものとする。									
海外ビジネス展開支援資金		要綱別表1の同融資対象欄に規定する海外市場販路拡大等事業計画書は 別記第16号様式 によるものとする。									
経 営 安 定 支 援 資 金	経営安定資金		要綱第6条第10項に規定する商工会議所等の長への推薦依頼書は 別記第17号様式 によるものとする。								
	経営支援特別資金		経営安定資金（融資対象1）の融資を受けようとする中小企業者等は「経営支援特別資金対象要件申告書」（ 別記第18号様式 ）を提出するものとする。								
	原油価格・物価高騰対応資金		原油価格・物価高騰対応資金（融資対象1）の融資を受けようとする中小企業者等は「原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書」（ 別記第19－1号様式 又は 第19－2号様式 ）を提出し、（融資対象2）の融資を受けようとする中小企業者等は「原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書」（ 別記第19－3号様式 又は 第19－4号様式 ）を提出するものとする。								

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 安 定 支 援 資 金	賃金引上げ ・価格転嫁 支援資金		賃金引上げ・価格転嫁支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「賃金引上げ・価格転嫁事業計画書」(別記第20号様式)を提出するものとする。
	経営改善 ・再生 支援資金 (協調支援枠)		経営改善・再生支援資金(協調支援枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定する協調支援型特別保証制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。
	経営改善 ・再生 支援資金 〔経営力 強化枠〕		経営改善・再生支援資金(経営力強化枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定する経営力強化保証制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。
	経営改善 ・再生 支援資金 〔経営改善 サポート枠〕		経営改善・再生支援資金(経営改善サポート枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定した事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。

関 係 書 式 集

山口県中小企業制度融資取扱要領で定めた推薦や認定等に係る関係書式を取りまとめています。

<第1-1号様式>

産業活性化資金（融資対象1）推薦依頼書

令和 年 月 日

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭 様
山口県商工会連合会会長

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

このたび産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて
依頼いたします。

記

1 企業の概要

(1) 設立年月日 年 月 日

(2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）

万円 人

(3) 主たる事業の内容

① 業種

② 主要製品、業務内容等

2 設備投資計画

整備する施設・設備の名称	
施設・設備の所在地	
新設・増設・移転等の別	
設備投資の目的等	[目的] [製造品目（主要なもの）、事業内容等] [年間の生産数量及び生産額等]
設備投資の内容	[具体的内容] <参考>※具体的内容において、記載済みの項目は省略可 ・ 土地 ・ 建物（付属設備を含む） ・ 機械設備 ・ 予定工期 着工 年 月 日 ～ 完了 年 月 日 ・ 営業等開始予定年月日： 年 月 日

注) 見積書等参考となるものを添付

3 収支見込

(単位 千円)

決算期 項目		3期前実績(a)※	2期前実績(b)※	前期実績(c)	今年度見込	計画期間内の1期(d)※	計画最終年度
		/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
①	売上高						
②	売上原価(仕入高)						
③	売上総利益(①-②)						
④	人件費						
	地代・家賃						
	減価償却費(A)						
	その他						
	経費(計)						
⑤	営業利益(③-④)						
⑥	営業外収益						
⑦	営業外費用						
⑧	経常利益(⑤+⑥-⑦)						
⑨	当期利益						
⑩	返済財源((A)+⑨)						
⑪	借入金額						
⑫	借入累計額						
⑬	借入金返済額						
⑭	借入金残高(⑫-⑬)						

※ 前期実績(c)の⑧経常利益が赤字の場合

3期前実績(a)及び2期前実績(b)欄を記載のこと。

概ね3年以内の経常利益が黒字化する計画期間内の1期(d)について、記載すること。

4 資金計画

(1) 運用

項目	金額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
計	千円

(2) 調達

項目	金額
当資金	千円
他からの借入	千円
自己資金	千円
	千円
その他	千円
計	千円

5 当資金の希望内容

(1) 借入金額	運転資金 千円	設備資金 千円
(2) 借入期間	運転資金 年(うち据置 月)	設備資金 年(うち据置 月)
(3) 借入予定時期	令和 年 月 日	

一致

6 設備投資の効果等

(1) 具体的効果

※産業力の再生強化の観点から、県内企業との取引や売上高の増大、経営の合理化等について記入してください。

<参考>事業計画： 年 月 日～ 年 月 日

	現状（前期実績）	計画終了時（年度）
県内の取引企業数	社	社
売上高	千円	千円
原価（仕入・製造等）	千円	千円
常用雇用者数（期末）	人	人

(2) 「生産性の向上」に係る指標

（単位 千円）

指標	現状(c) [前期実績]	計画実施後(d) [計画期間内の1期]	伸び率(d/c) [%]
経常利益※1			

≥103.0%

※1 個人事業者、特定非営利活動法人の場合は、「収入金額から売上原価と経費を差し引いた金額」とする。

（単位 千円）

指標	現状(c) [前期実績]	計画実施後(d) [計画期間内の1期]※2
経常利益※1		

> 0

※1 個人事業者、特定非営利活動法人の場合は、「収入金額から売上原価と経費を差し引いた金額」とする。

※2 「3 収支見込」の前期実績(c)の⑧経常利益が赤字の場合、概ね3年以内の経常利益が黒字化する計画期間内の1期について、記載すること。

上記の者は、産業活性化資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

商 工 会 会 長
商工会議所会頭
山口県商工会連合会会長

<第1－2号様式>

産業活性化資金（融資対象2）推薦依頼書

令和 年 月 日

市 町 長 様

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

このたび産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて
依頼いたします。

記

1 企業の概要

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）
万円 人
- (3) 主たる事業の内容

2 事業計画の概要

(1) 事業内容

（いずれか該当するものを○で囲み、その具体的内容を②で記入してください。）

- a ショーウィンドー等の統一化や特色化など商店街のまちづくりに合わせた店舗の改
装等の実施
- b 商店街の空店舗を利用した事業の実施
- c 空店舗とならないための事業承継の実施
- d テナントミックス実現のための業種転換等の実施

① 実施予定時期

年 月

② 具体的内容

- (2) 上記事業内容について、市町のまちづくり計画等との関係
（いずれかに該当するものを○で囲んでください。）

- a 「 市(町) 計画」に位置付けあり
 ※参考資料（まちづくり計画等）があれば写しを添付

b 特になし

3 所要資金

(単位 千円)

項 目	設 備 資 金	運 転 資 金

注) 見積書等参考となるものを添付

4 当該事業に係る所要資金の調達計画

(単位 千円)

項 目	当資金	自己資金	他からの借入	計
設 備 資 金				
運 転 資 金				
計				

5 融資の申込内容

(1) 借 入 金 額	運転資金 千円	設備資金 千円
(2) 借 入 期 間	運転資金 年(うち据置 月)	設備資金 年(うち据置 月)
(3) 借入予定時期	令和 年 月 日	

上記の者は、産業活性化資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

市町長

<第 1 - 3 号様式>

産業活性化資金（融資対象 3）対象要件申告書

令和 年 月 日

産業活性化資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

1 売上増加要件

最近 3 か月又は 6 か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して 2 % 以上増加している。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月～ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月～ 年 月) (B)	増 加 率 (A - B) ÷ B × 100
千円	千円	%

2 経常利益増加要件

最近 3 か月又は 6 か月又は直近決算の経常利益が前年同期に比して 2 % 以上増加している。

最近3か月又は6か月又は直近決算の経常利益 (年 月～ 年 月) (A)	前年同期の経常利益 (年 月～ 年 月) (B)	増 加 率 (A - B) ÷ B × 100
千円	千円	%

※個人事業者の経常利益は、青色申告の場合は「差引利益」・白色申告の場合は「所得」を記入する。

※上記の「1 売上増加要件」あるいは「2 経常利益増加要件」のいずれか一方を記入する。

<第 1 - 4 - 1 号様式>

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

申込者 住 所
氏 名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象 4、5）認定申請書

このたび、 を行うため、産業活性化資金の融資を受けたいので、認定されるようお願いします。

記

- | | |
|--------------------|----|
| 1 資本又は出資の総額 | 千円 |
| 2 常時使用する従業員の数（申込時） | 人 |
| 3 現に営む事業の内容 | |
| 4 事業計画書（別紙） | |

（添付書類）

- (1) 直前期の決算書
- (2) の位置図及び設計書
- (3) 契約書（土地売買契約書、工事請負契約書等）、建築物確認通知書又は見積書の写し
- (4) 事業内容、資金計画等説明資料

(別紙)

事業計画書(工場新設用)

工場の名称			設立(予定) 年 月 日	令和 年 月 日			
所在地			新設、増設 移転の別				
1 生産計画	(1) 製造品目 (主要なもの)		(2) 生産数量 及び生産額	(イ) (ロ) (ハ)	年間生産額 千円		
	(3) 工場新設等の 理由						
2 効果	工場新設等の 効果	県内経済 への波及 効果		現 状	新 設 後		
			関連企業数 *1	社	社		
			受 注 高 *2	千円	千円		
			県内発注高	千円	千円		
			新規雇用者 *3	人			
		産業構造 の転換・ 高度化の 内容 *4					
	若 者 の 県内定住 促進への 効果 *5						
3 建設 計画	(1) 土 地						
	(2) 建 物 (付属施設を含む)						
	(3) 機 械 設 備						
	(4) 予 定 工 期	着工 令和 年 月 日 ~ 完了 令和 年 月 日 操業開始予定年月日 令和 年 月 日					
4 資金計画	区 分		金 額	区 分		金 額	資金の調達先
	支 出	土地購入費	千円	収 入	自己資金	千円	
		主建物建設費			借入金		
		付属施設建設費			本資金		
		付 属 設 備 費			そ の 他		
		機 械 設 備 費					
		計		計			

*1 関連企業数については、恒常的な取引（又はその見込み）のあるものを記載のこと

*2 受注高及び県内発注高の工場新設後の見込額については、その根拠を別に示すこと

*3 新規雇用（予定）者の住所（市町名）及び年齢を別に記載のこと

*4 研究部門を有する場合は、その詳細を別に記載のこと

*5 施設整備の内容について、その詳細を記載のこと

(別紙)

事 業 計 画 書 (店舗の新設用)

店 舗 の 名 称			設 立 (予 定) 年 月 日	令 和 年 月 日			
所 在 地			新 設 、 増 設 移 転 の 別				
1 売 上 計 画	(1) 売 上 品 目 (主要なもの)		(2) 売 上 高 *1	冊			
	(3) 店 舗 新 設 等 の 理 由						
2 効 果	店 舗 新 設 等 の 効 果	内 容					
		都 市 機 能 の 向 上					
		魅 力 あ る ま ち づ く り の 進 展					
		人 口 の 定 住 の 促 進	(*2 新規雇用者数 名)				
3 推 進 計 画	タウンマネージメント機関による街づくり推進計画	具 体 的 内 容					
4 建 設 計 画	(1) 土 地						
	(2) 建 物 (付属施設を含む)						
	(3) 付 属 設 備						
	(4) 予 定 工 期	着工 令和 年 月 日～完了 令和 年 月 日 営業開始予定年月日 令和 年 月 日					
5 資 金 計 画	区 分		金 額	区 分		金 額	資金の調達先
	支	土 地 購 入 費	冊	収 入	自 己 資 金	冊	
		主建物建設費			借 入 金		
	出				本 資 金		
					そ の 他		
計			計				

*1 店舗等新設後の見込額を記載し、その根拠を別に示すこと

*2 新規雇用（予定）者の住所（市町名）及び年齢を別に記載のこと

<第1-4-2号様式>

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

取扱金融機関
部 署 名
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました産業活性化資金の認定申請については、下記のとおり適当であると認められるのでよろしくをお願いします。

記

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 申込者 住所 | |
| | 氏名 | |
| 2 | 融資申込金額 | 千円 |
| 3 | 融資承諾（見込）金額 | 千円 |
| 4 | 融資（据置）期間 | |
| 5 | 償還方法 | |
| 6 | 融資承認の理由 | |
| 7 | その他（条件等） | |

<第 1 - 4 - 3 号様式>

令和 年 月 日

市 町 長 様

申込者 住 所
氏 名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象 4、5）推薦依頼書

このたび、 を行うため、産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて依頼いたします。

記

- | | |
|--------------------|----|
| 1 資本又は出資の総額 | 千円 |
| 2 常時使用する従業員の数（申込時） | 人 |
| 3 現に営む事業の内容 | |
| 4 事業計画書（別紙） | |

（添付書類）

- (1) 直前期の決算書
- (2) の位置図及び設計書
- (3) 契約書（土地売買契約書、工事請負契約書等）、建築物確認通知書又は見積書の写し
- (4) 事業内容、資金計画等説明資料

＜第 1－4－4 号様式＞

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

市町長

産業活性化資金（融資対象 4、5）融資推薦書

下記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に基づく融資対象者として適当であると認められますので推薦します。

記

1 申込者

住 所

氏 名

2 申込金額

3 対象施設等

4 推薦意見

＜第 1－4－5 号様式＞

令和 年 月 日

様

山口県知事

産業活性化資金（融資対象 4、5）融資認定書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて下記のとおり認定しましたので通知します。

なお、金融機関に対しては別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

- 1 融資金額
- 2 融資対象施設等
- 3 その他（条件等）

＜第 1－4－6 号様式＞

令和 年 月 日

取扱金融機関

様

山口県知事

産業活性化資金（融資対象 4、5）融資推薦書

下記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に基づく融資対象者として適当であると認められますので推薦します。

記

1 申込者

住 所

氏 名

2 融資金額

3 融資対象施設等

4 その他（条件等）

<第2号様式>

脱炭素経営未来投資事業計画書

令和 年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名
部署名
担当職氏名
電話番号

1 現状・課題及び脱炭素経営に係るねらい・取組の方向

区分	内容
現状・課題	<どういった課題が生じているか>
ねらい・取組の方向	<脱炭素経営に係るねらい・取組の方向>

2 該当する脱炭素経営の取組（該当する番号の左側に○を記入 ※複数可）

区分	項目	主な取組
1	エネルギー消費量の削減	高効率の照明・空調・熱源機器の導入等
2	エネルギーの低炭素化	太陽光・風力等再エネ発電設備の導入、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの導入等
3	利用エネルギーの転換	電気自動車の導入、暖房・給湯のヒートポンプの導入

3 導入設備等の内容

区分	設備の種類	設備（本体・付帯）、機器及び改修工事等の内容 ※設備の製品名、型番、数量及び設置時期など	金額
設備			千円
			千円
			千円
	計		千円
運転			千円

※ 国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用する場合は、補助金申請に使用する事業計画書の写しの添付に代えることができる。

4 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（※調査を実施済の場合のみ記入）

＜環境省 HP＞「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を参照
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

区分	設備の名称	台数 (A)	消費エネルギー量/台 (B)	使用日数 (C)	使用時間/日 (D)
現 行				日	時間
導入後				日	時間

区分	年間エネルギー使用量 (A) × (B) × (C) × (D) = (E)	排出係数 (F)	二酸化炭素排出量 (E) × (F) (t-CO ₂)
現 行			
導入後			

＜第3号様式＞

雇用創出支援資金対象要件申告書

令和 年 月 日

雇用創出支援資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所在地
企業名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電話番号

- 1 雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）の増加が見込まれる。

従業員数	現 状	事業計画実施後
	名	名

- 2 全体の雇用の減少を伴わずに、以下のいずれかの者を、令和7年4月以降に常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として1人以上雇用している。又は今後6ヵ月以内に雇用することが見込まれる。

- ① 令和7年3月以降の県内新規学卒（予定）者
② 令和5年3月以降の県内学卒未就職者でハローワークに求職申込みをしている者
③ 山口しごとセンター登録者で39歳以下の者

雇用者数 又は 雇用見込	①新規学卒（予定）者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名

- 3 県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、今後6ヵ月以内に県外の事業所の常用労働者を県内へ配置転換し、1年以上継続して雇用することが見込まれる。

県内配置転換見込者数
名

- 4 障がい者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母及び父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが見込まれる。

雇用対象	障がい者	中高年齢者	子育て等で退職した女性	母子家庭の母等
雇用者数	名	名	名	名

（注）常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから1年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるもの

<第4号様式>

若年者雇用促進資金対象要件申告書

令和 年 月 日

若年者雇用促進資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所在地
企業名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電話番号

- 1 令和7年4月1日以降に既に若年者を2人以上常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として雇用している場合

- (1) 雇用の減少を伴うものではないこと

従業員数	若年者雇用時	若年者雇用人数	現 状
	名	名	名

- (2) 雇用した若年者（以下①～③（注））の雇用年月日及び種類

雇用年月日	①新規学卒者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名
	名	名	名

- 2 今後3ヵ月以内に2人以上の若年者を常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として雇用する事業計画を有する場合

- (1) 雇用の減少を伴うものではないこと

従業員数	現 状	若年者雇用予定人数	事業計画実施後
	名	名	名

- (2) 若年者（以下①～③（注））の雇用計画

雇用予定年月日	①新規学卒者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名
	名	名	名

※3名以上の若年者の雇用を予定している場合は、うち2名を記載のこと。

注1：若年者

- ①令和7年3月以降の県内新規学卒（予定）者
②令和5年3月以降の県内学卒未就職者でハローワークに求職申込みをしている者
③山口しごとセンター登録者で39歳以下の者

注2：常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから1年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるもの

<第5号様式>

女性活躍促進事業計画書

(取扱要領に定める資金使途3の場合)

1 企業の概要

企 業 名					
所 在 地					
部 署 名 (屋 号)					
担当職氏名				電 話 番 号	
資 本 金 額	万円	従 業 員 数	人	業 種	

2 事業の概要

--

※1 目的、具体的な内容（資金使途に係る事業の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画との関連性等）、スケジュールなどを記載すること。

※2 必要に応じて、一般事業主行動計画の写し等の補足資料を添付すること。

3 資金計画

項 目	金 額 (千円)	使 途 の 概 要	項 目	金 額 (千円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
設 備 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

<第6号様式>

防災・減災対策支援資金対象要件申告書

令和 年 月 日

申告者 所在地
企業名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電話番号

防災・減災対策支援資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

記

1 資金使途

- ① 事業継続計画の策定や事業継続計画に基づく対策
- ② 事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた計画に基づく対策
- ③ 連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた計画に基づく対策

事業継続計画策定（予定）日	年 月 日
---------------	-------

2 資金計画

項 目	金額(千円)	使途の概要	項 目	金額(千円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
設 備 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

添付書類（各1部）

- (1) 事業継続計画策定費用に係る見積書又は事業継続計画書の写し
- (2) 施設・設備の導入・改修、資機材・燃料の備蓄に係る見積書等、設計書、図面の写し
- (3) 別に説明できるものがある場合は、その資料を添付
- (4) その他、取扱金融機関が必要と認める資料等

(2部提出)

<第7号様式>

おいでませ山口観光振興資金推薦依頼書

令和 年 月 日

市 町 長
山口県商工会連合会会長、商工会会長
商 工 会 議 所 会 頭 様
山口県中小企業団体中央会会長
一般社団法人山口県観光連盟会長

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部 署 名
担当職氏名
電 話 番 号

このたび、おいでませ山口観光振興資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう依頼いたします。

記

1 企業の概要

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）
万円 人
- (3) 主たる事業の内容

--

2 資金使途〔観光施設の設備投資を伴う場合は(1)及び(2)、伴わない場合は(2)を記載〕

(1) 観光施設の整備拡充

・整備拡充する施設(該当するものを全てに○)	・具体的内容
1 宿泊施設	施設の名称
2 宿泊施設における防災施設	
3 交通施設	新設、増設、移転等の別
4 温泉利用施設	
5 観光客接遇施設	施設の所在地
6 その他観光の振興に資すると認められるもの	
・実施予定時期	整備等総費用
着工 年 月 日～完了 年 月 日	
・整備拡充する施設の概要、整備拡充による効果	

(2) 県内の観光振興に資する事業

・おいでませ山口観光振興条例との関連性 (該当するものを全てに○)	・事業の概要 (左記の関連性の観点から記載)
・11条関係：観光資源の活用による魅力ある観光地の形成 ・12条関係：新たな観光旅行の分野の開拓 ・13条関係：観光旅行者の来訪、滞在促進 ・14条関係：観光産業の振興 ・15条関係：観光振興に寄与する人材育成 ・16条関係：おもてなしの向上 ・17条関係：観光旅行者の利便の増進 ・18条関係：外国人観光客の来訪の促進 ・19条関係：観光地における環境、良好な景観保全	

3 資金計画及び投資金の希望内容

(1) 運用

項目	金額(千円)
計	

(2) 調達

項目	金額(千円)
当 資 金	
他からの借入	
自 己 資 金	
そ の 他	
計	

(3) 当資金の希望内容

借入金額(千円)	
運転	
設備	
借入期間	
運転	年(うち据置 月)
設備	年(うち据置 月)
借入予定時期	
年 月 日	

上記の者は、おいでませ山口観光振興資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

市 町 長
山口県商工会連合会会長、商工会会長
商 工 会 議 所 会 頭
山口県中小企業団体中央会会長
一般社団法人山口県観光連盟会長

<第8－1号様式>

組合事業資金推薦依頼書

令和 年 月 日

山口県中小企業団体中央会
会 長 様

所 在 地
組 合 名
代 表 者 名
部署名(屋号)
担 当 者 名
電 話 番 号

このたび組合事業資金の借入れを下記のとおり申し込みますので、推薦くださるよう、必要書類を添えて依頼いたします。

記

1 推薦依頼金額

設備資金	千円
運転資金	千円
合 計	千円

2 借入希望金融機関名

3 組合事業資金の借入状況

借入年月日（	）	借入金融機関名（	）
当初借入金額（	）	借入残高（	）

添付書類（各1部）

- (1) 最近2年間の決算関係書類
- (2) 資金計画書（調達・運用）
- (3) 最近の試算表
- (4) 総会議事録
- (5) 当資金の借入れを議決した理事会議事録
- (6) 金融規約（転貸の場合）

<第8－2号様式>

組合事業資金推薦書

令和 年 月 日

取扱金融機関

様

山口県中小企業団体中央会
会 長

下記のとおり推薦します。

記

1 申 込 人

住 所

組 合 名

代表者名

2 推薦金額

設備資金 千円

運転資金 千円

合 計 千円

3 推薦意見

<第 9 号様式>

スタートアップ創出促進資金融資推薦書

令和 年 月 日

取扱金融機関の長
山口県信用保証協会会長 様

中小企業支援機関 (※ 商工会議所等の場合)

取扱金融機関支店・支店長名

山口県中小企業融資制度要綱別表 1 のスタートアップ創出促進資金の融資対象者として
適当であると認められますので、関係資料を添えて推薦します。

【推薦理由－該当するものに○印をしてください】

- 1 創業予定者であり、創業計画書の内容が適当
- 2 保証時には創業の事実が確認できる者であり、創業計画書の内容が適当
- 3 創業後の者であり、創業計画書又は決算書等に照らし推薦することが適当

記

1 融資申込者の概要

ふ り が な	
企 業 名	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
事 業 所 所 在 地	
代 表 者 住 所	

2 事業の概要

--

3 資金計画及び借入希望額

調達方法 資金使途	スタートアップ 創出促進資金	自 己 資 金	そ の 他	計
設備資金				
運転資金				

→ (今回借入希望額)

4 推薦に関する意見等

(決算書等に対する評価や経営者、事業の計画性等につき必要に応じて記載。)

支援担当者の所見（総合評価） （担当者名 TEL ）	
他の支援機関との連携状況	
支援機関名（担当者、TEL番号）	

5 U J I ターン創業予定又は創業者向け最優遇金利の適用

【適用要件】 令和6年4月1日以降に県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6月以内のもの		
項 目	年 月 日	確 認 し た 書 類 等
県外からの移住日 (R6. 4. 1 以降)	年 月 日	1 住民票(写) 2 戸籍附票(写) 3 その他()
県内で創業予定 又は創業日	年 月 日	1 個人事業の開業届出書(税務署受付印のある控) 2 履歴事項全部証明書 3 その他()

※ 申込者が、上記の最優遇金利の適用を希望される場合、各項目について書類等で確認の上、該当箇所に記載及び○印をしてください。

「創業後6月以内のもの」は、創業日から6月以内に、金融機関を経由して、山口県信用保証協会が保証申込を受け付ける必要があります。

(関係資料一添付するものにつき、○印を付してください)

- 1 創業予定者の場合 : <第 10－1 号様式>創業計画書（創業前）
- 2 創業後の場合 : <第 10－2 号様式>創業計画書（創業後）
- ※ 推薦者が本様式による計画の作成が必要無いと認める場合、第 10-1 号様式及び第 10-2 号様式の添付は不要。
- 3 再挑戦の場合 : <第 11－1 号様式>創業計画書（再挑戦）
<第 11－2 号様式>資格要件申告書
- 4 経営者保証免除を求める場合 : <第 12 号様式>創業計画書（経営者保証免除）

※ 推薦者が本様式による計画の作成が必要無いと認める場合、第 10-1 号様式及び第 10-2 号様式の添付は不要。

- 3 再挑戦の場合 : <第11-1号様式>創業計画書(再挑戦)
<第11-2号様式>資格要件申告書
- 4 経営者保証免除を求める場合:<第12号様式>創業計画書(経営者保証免除)
- 5 免許、許認可関係等の書類の写し
- 6 その他参考となる資料

<第 10－1 号様式>

創業計画書（創業前）

山口県信用保証協会 様

令和 年 月 日
西暦

（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または

代表者名

スタートアップ創出促進資金に係る融資の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書（創業前）を提出します。

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業		商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出 資 者 ・ 出 資 額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ 商品・原材料の仕入を行っている。
オ 事業に必要な許認可を受けている。
カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
キ その他（具体的に記入して下さい）

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土 地 ・ 建 物	面 積	取得方法 〔 自己・新築 取得・賃貸 〕	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取得（完成） 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m ²		千円			
	建 物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)				千円	
区分	名 称	型 式 ・ 能 力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置（完成） 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)				千円	

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

10. 自己資金算定額

自 己 資 金 等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入居保証金等				
	設 備 充 当 等				
	合 計				①
借 入 金 等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
	合 計				②
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③	

11. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

<第 10－2 号様式>

創業計画書（創業後）

1. 事業概要

商 号 (個人) 会 社 名 (会社)			開業年月日 設立年月日	令和 西暦	年	月	日
住 所	電話 ()						
業 種			資 本 金	〔会社設立の場合〕 円			
従業員数	名	取扱品		仕入先			

2. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

3. 設備計画

区分	土 地 ・ 建 物	面 積	取得方法 〔 自己・新築 取得・賃貸 〕	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取得 (完成) 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m ²		千円			
	建 物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金) 千円					
区分	名 称	型 式 ・ 能 力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置 (完成) 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金 額) 千円					

4. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

5. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	（ ）	
自 己 資 金 合 計			千円		
借入金等（※）	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	D 千円

（※）今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

6. 収支計画・返済計画（下記の表に準拠した任意の表でも可）

科 目		開業年度 又は当期	2年目※	3年目	4年目	5年目
①	売上高					
②	売上原価（仕入高）					
③	売上総利益（①－②）					
経費	人件費					
	地代・家賃					
	減価償却費（A）					
	その他					
	④ 計					
⑤	営業利益（③－④）					
⑥	営業外収益					
⑦	営業外費用					
⑧	経常利益（⑤＋⑥－⑦）					
⑨	法人税等充当額					
⑩	当期利益（⑧－⑨）					
⑪	返済財源（（A）＋⑩）					
⑫	借入金額					
⑬	借入累計額					
⑭	借入金返済額					
⑮	借入金残高（⑬－⑭）					

※ 2年目以降については必要に応じて記載。

<第 11－1 号様式>

創業計画書（再挑戦）

山口県信用保証協会 様

令和
西暦

年 月 日

（どちらかに○印を付けてください）

スタートアップ創出促進資金に係る融資の申込みにあたり、以下のとおり創業計画（再挑戦）を提出します。

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業		商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 西暦 年 月 日
業 種			資 本 金	〔会社設立(予定)の場合〕 円
許 可 等 〔許可等取得が必要な場合〕	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	〔取得すべき許可等の根拠法を記入(〔例〕食品衛生法)〕
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額				
事業協力者の住所 ・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
 （ ）
 キ その他（具体的に記入して下さい）
 （ ）

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土 地 ・ 建 物	面 積	取得方法 〔 自己・新築 取得・賃貸 〕	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取得（完成） 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m ²		千円			
	建 物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名 称	型 式 ・ 能 力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置（完成） 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	（ ）	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等（※）	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

10. 自己資金算定額

自己資金等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入居保証金等				
	設 備 充 当 等				
	合 計				①
借入金等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
	合 計				②
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③	

11. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

[illegible]

<第 11－2 号様式>

資格要件申告書

山口県信用保証協会 様

令和 年 月 日
西暦

(どちらかに○印を付けてください)

スタートアップ創出促進資金に係る融資の申込みにあたり、以下のとおり資格要件を申告します。

* 別途「創業計画書（再挑戦）」を提出してください。

[申込人]

住所

会社名

氏名または
代表者名

事業経験について

事業(注1)経験及び廃業(注2)経験について、記入してください。

既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします。

廃業経験を有しない方によって設立された会社は本制度の対象となりません。

1 該当項目に○印を付けてください。 ※すべて(個人事業は1～3、会社事業は1～4)に該当する場合のみ利用可

		個人事業	会社事業
1	事業経験 廃業経験	事業経験があり、 個人事業を廃止した経験がある	事業経験があり、 経営していた会社を解散した経験がある
2	経過年数	廃業日から5年を経過していない	解散日(注3)から5年を経過していない
3	原因	廃業原因は経営状況の悪化(注4)である	解散原因は経営状況の悪化(注4)である
4	解散会社 との関係		解散日(注3)において会社経営者(注5)であった

2 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)		業種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)			
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注3)	令和 年 月 日 西暦
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 開始決定日 事件番号	令和 年 月 日 裁判所 令和 年()第 号
保証協会の利用	無 ・ 有	[信用保証協会]	

(注1)事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。

なお、現在会社を経営している方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

(注2)廃業の定義

- ・個人事業: 事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。)
- ・会社事業: 会社が解散すること

(注3)解散日、解散年月日

解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日をいいます。

(注4)経営状況の悪化

業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注5)会社経営者

業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含みません。

※個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していないことの確認資料として、以下の資料を添付してください。

- ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

<第12号様式>

創業計画書(経営者保証免除)

山口県信用保証協会 御中

令和
西暦 年 月 日
(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代 表 者 名

スタートアップ創出促進資金に係る融資の
申込みにあたり、以下のとおり創業計画書
(経営者保証免除)を提出いたします。

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電話 ☐ 2来店面談 ☐ 3訪問面談 ☐ 4その他()	

1. 事業概要

会 社 名 (予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設 立 登 記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(根拠法)		[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
従業員数	名	取扱品	仕入先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
 （ ）
 キ その他（具体的に記入して下さい） （ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ （1）税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金 額(千円未満切捨)	調達の方法		金 額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計(A)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
合 計		千円	合 計(C)=(A)+(B)		千円
自己資金割合確認欄			(A)／(C)		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A)/(C) \geq 1/10$ (0.1)

☐ （2）税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D)/((D)+(E)) \geq 1/10$ (0.1)

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

<第 13－1 号様式>

事業承継支援資金融資推薦書
(融資対象 1 (2) の場合)

令和 年 月 日

取扱金融機関の長 様
 山口県信用保証協会会長

山口県事業承継・引継ぎ支援センター
 (公財)やまぐち産業振興財団
 理事長

山口県中小企業融資制度要綱別表 1 の事業承継支援資金の融資対象者として適当であると認められますので、関係資料を添えて推薦します。

記

1 融資申込者の概要

ふ り が な	
企 業 名	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
事業所所在地	
代 表 者 住 所	

2 事業の概要

--

3 資金計画及び借入希望額

調達方法 資金使途	事業承継支援資金	自 己 資 金	そ の 他	計

└─▶ (今回借入希望額)

4 推薦に関する意見等

(事業承継に対する評価や経営者、事業の計画性等につき必要に応じて記載。)

支援担当者の所見（総合評価）	
(担当者名 TEL)	
他の支援機関との連携状況	
支援機関名 (担当者、TEL番号)	

(関係資料)

- 1 事業承継支援カルテ
- 2 免許、許認可関係等の書類の写し
- 3 その他参考となる資料

<第 13－2 号様式>

事業承継支援カルテ

山口県事業承継・引継ぎ支援センター

相談者：		対応者：	
相談年月日	相談内容	回答（支援）内容	
第 1 回 年 月 日			
第 2 回 年 月 日			
第 3 回 年 月 日			
第 4 回 年 月 日			
第 5 回 年 月 日			

<第 14 号様式>

D X 対応支援資金に関する事業計画書

令和 年 月 日

住所（所在地）：

氏名（名 称）：

代 表 者：

1 資金使途・所要資金等の内容

☐設備資金 ☐運転資金 ☐併用 ※いずれかに☒

D X に関する設備資金の内容	
導入設備	
導入時期	

D X に関する運転資金の内容	
内容	
支払時期	

2 本資金を利用した具体的な取組内容（具体的に記載してください。）

--

3 本資金利用による効果

(例：売上高／顧客数／生産数の増加、作業時間の短縮（効率化）等該当項目について
具体的数値目標を記載)

①売上高の増加：

現状：() 千円 → 本資金利用後：() 千円

②顧客数の増加：

現状：() 人 → 本資金利用後：() 人

③作業時間の短縮（効率化） 【作業工程名：()】

現状：() 時間／分 → 本資金利用後：() 時間／分

④その他（具体的な内容、具体的な数値目標）

※ 国・県又は市町によるD Xに資する補助金を活用する場合は、補助金申請に使用する事業計画書及び交付決定通知の写しの添付に代えることができる。

<第 15 号様式>

ビジネスモデル再構築支援資金事業計画書
(融資対象 2・3 の場合)

1 会社の概要と現状

代 表 者 名			事 業 形 態	法人(資本金 万円)・個人
商 号			電 話 番 号	()
代表者住所			電 話 番 号	()
事業所住所			従 業 員 数	正職員 人 (パート等 人)
設 立 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		会 社 沿 革 (会社案内等、会社 の事業内容がわか る資料を添付)	
代表者略歴				
業 種 (主な事業)		主力商品、主力事業		
経営理念・ ビジョン				
☐ コロナ以降の影響 ・ 良い影響 (強み) ・ 悪い影響 (弱み)	【サプライチェーンへの影響】 (例) 調達量、生産量の調整、調達先、搬送方法の変更			
	【外部環境 (機会・脅威)】 ※ 市場動向など交える (例) 非対面での対応が一般的に許容 (例) 業種に係る市場規模が大きく縮小			
	【内部環境 (強み・弱み)】 ※ 人材面、設備面、財務面、情報活用品質、価格、納期等 (例) 専門職としての豊富な知識・経験値が要求され、人件費等が高コスト			
	【事業再構築を行う必要性】			

2 事業再構築の取組・将来の展望・取得資産

☐ 今後の事業展開	【事業再構築の類型】 ※「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、「事業再編」の用語を用いて記載
	【事業再構築の具体的内容】
☐ 今後のスケジュール	

☐ 事業再構築の考え方 (戦略)	【撤退する内容】 (例) コロナの影響により不採算となっている部門など
	【これから注力する内容】
	【市場ニーズ（機会）と将来性】
	【価格・性能的な優位性・収益性】 ※ 競合他社との差別化の内容のほか、市場ニーズや自社の強みを踏まえた選択と集中によるリソースの最適化などアピールできることを記載
	【成長可能性及び実現可能性】
☐ 事業再構築の効果	【費用対効果】 ・ 投資額に対して増額が期待される付加価値額の規模、生産額の向上 ・ コロナの影響を乗り越えてV字回復を達成するための投資の有効性 ・ 雇用の創出・地域の特性を活かした高付加価値創出
☐ 取得資産	

3 SDGsの取組〔融資対象3の場合〕

世界を変えるための17の目標			
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	17の目標のうち該当する番号： 	

【SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する取組を記載】

4 必要な資金と調達の方法

(単位 千円)

必 要 な 資 金		調 達 の 方 法				
名 称	金 額	調 達 先	金 額	年利	借入期間	月返済額
土 地		当 資 金			～	
建 物		金融機関からの借入 (当資金除く)			～	
機械、備品		親族等からの借入			～	
そ の 他		自 己 資 金			～	
運転資金		そ の 他			～	
合 計		合 計				

(必要な資金の内訳)

	所 在 地	面積(㎡)	金 額	契約年月日	取得(完成)年月日
土 地					
建 物					

	名 称	数量	単 価	金 額
機 械 、 備 品				
そ の 他				

	金 額	積 算 内 訳
運転資金		
商品、原材料等の仕入資金等		
人件費等		
その他		

5 収支計画・返済計画 (下記の表に準拠した(5年目までの収支等)任意の表でも可) (単位 千円)

科 目		2 年 前	1 年 前	直近決算	今年度	3 年 目	5 年 目
①売 上 高							
②売上原価(仕入高)							
③売上総利益(①－②)							
経 費	人 件 費						
	地 代 ・ 家 賃						
	減価償却費 (A)						
	そ の 他						
	④ 計						
⑤営業利益(③－④)							
⑥営 業 外 収 益							
⑦営 業 外 費 用							
⑧経常利益(⑤+⑥－⑦)							
⑨法 人 税 等 充 当 額							
⑩当期利益(⑧－⑨)							
⑪返済財源((A)＋⑩)							
⑫借 入 金 額							
⑬借 入 累 計 額							
⑭借 入 金 返 済 額							
⑮借入金残高(⑬－⑭)							

※決算報告書等参考になるものを添付してください。

〔上記計画の算出根拠〕

- ・ 売上高
- ・ 売上原価
- ・ 人件費
- ・ 減価償却費
- ・ その他

ビジネスモデル再構築支援資金事業計画書 記載項目一覧

※ 項目の加除や加工など差支えない。(項目の集約なども可。)

1 会社の概要と現状

区 分		内 容
現 状	☐ 会社の概要	☐ 代表者略歴、企業の沿革 ☐ 主な事業（当社の概要） ☐ 経営理念・ビジョン
	☐ コロナ以降の影響 ・ 良い影響（強み） ・ 悪い影響（弱み）	☐ サプライチェーンへの影響 ☐ 外部環境（コントロール不可能） ※ 市場動向など交える ☐ 内部環境（コントロール可能） ※ 人材面、設備面、財務面、情報活用 品質、価格、納期など ☐ 事業再構築を行う必要性

2 事業再構築の取組・将来の展望・取得資産

区 分		内 容
事業再構築の取組	☐ 今後の事業展開	☐ 事業再構築の類型 ☐ 事業再構築の具体的内容
	☐ 今後のスケジュール	☐ 事業実施スケジュール ☐ 人材・事務処理能力
将来の展望	☐ 事業再構築の考え方（戦略）	☐ 撤退することとこれから注力すること ☐ 市場ニーズ（機会）と将来性 ☐ 成長可能性及び実現可能性 ☐ 価格・性能的な優位性・収益性 ☐ 市場ニーズや自社の強みを踏まえた選択と集中によるリソースの最適化・投資金額とそれを回収できるビジネスモデル（売上、利益）
	☐ 事業再構築の効果	☐ 費用対効果 - 投資額に対して増額が期待される付加価値額の規模、生産額の向上 - V字回復を達成するための有効な投資 ☐ 雇用の創出 ☐ 地域の特性を活かした高付加価値創出
	☐ 取得資産	☐ 取得予定の資産

3 S D G s の取組〔融資対象3の場合〕

4 必要な資金と調達の方法

5 収支計画・返済計画

〔事業再構築の区分〕

区分	定義
新分野展開	主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品の製造等により、新たな市場に進出
事業転換	新たな製品製造等により、主たる業種（標準産業分類大分類）を変更することなく、主たる事業（標準産業分類中・小分類）を変更すること
業種転換	主たる業種を変更すること （例）レンタカー事業者が貸切ペンションを経営し、コロナに配慮した宿泊プランを新たに提供
業態転換	製品等の施造方法等を相当程度変更すること （例）ヨガ教室の経営者が、サービスの提供方法を変更し、オンラインサービスを新たに提供
事業再編	会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに事業を行うこと

〔事業再構築の例〕

区分	再構築前	再構築後	設備投資など
新分野展開	〔製造業〕 航空機部品の製造	既存事業の一部を廃棄し、医療機器部品製造事業を新規立ち上げ	事業圧縮にかかる設備撤去の費用、製造のための新規設備導入に係る費用、教育研修費用
業態転換	〔飲食〕 居酒屋経営	店舗を廃止しオンライン専用の弁当宅配を開始	建物改修、機器導入費や広告宣伝費
	〔小売業〕 紳士服販売業	店舗営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に転換	建物改修、新規オンラインシステム構築

〔事業再構築の例（業種別）〕

区分		事業再構築の取組
飲食業	喫茶店経営	飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売
	弁当販売	高齢者向けの食事宅配事業を開始し、地域の高齢化のニーズに対応
	レストラン経営	店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施
小売業	ガソリン販売	フィットネスジムの運営を開始し、地域の健康増進ニーズに対応
サービス業	ヨガ教室	新たにオンライン形式でヨガ教室の運営を開始
製造業	航空機部品製造	ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を立ち上げ
	半導体製造装置部品製造	半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を開始
	伝統工芸品製造	E C サイトでの販売を開始
運輸業	タクシー事業	一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始
食品製造業	和菓子製造・販売	和菓子の製造過程で生成される成分を活用し新たに化粧品の製造・販売を開始
建設業	土木造成・造園	自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備して観光事業に新規参入
情報処理業	画像処理サービス	映像編集向けの画像処理技術を活用し、医療向けの診断サービスを開始

【SDGs 取組事例】

区分	業種	事業再構築の内容と社会貢献
【目標 3】 すべての人に健康と福祉を	飲食業	【弁当販売】 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始し、地域の高齢化へのニーズに対応
	小売業	【ガソリン販売】 新規にフィットネスジムの運営を開始し、地域の健康ニーズに対応
【目標 7】 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	製造業	【半導体製造装置部品製造】 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始
【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう	製造業	【航空機部品製造】 ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ
	情報処理業	【画像処理サービス】 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始

<第 16 号様式>

海外市場販路拡大等事業計画書

1 企業の概要

企 業 名					
所 在 地					
部 署 名 (屋 号)					
担当職氏名				電 話 番 号	
資 本 金 額	万円	従 業 員 数	人	業 種	

2 事業の概要

--

※ 1 目的、具体的な内容、スケジュールなどを記載すること。

※ 2 必要に応じて、補足資料を添付すること。

3 資金計画

項 目	金 額 (千 円)	使 途 の 概 要	項 目	金 額 (千 円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

(2部提出)

<第17号様式>

経営安定資金融資推薦依頼書

令和 年 月 日

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭 様
山口県商工会連合会会長

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

山口県中小企業融資制度要綱第6条第9項により経営安定資金の融資を受けたいので、
推薦をお願いします。

記

1 主たる事業の内容

2 借入希望額 千円

上記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に定める経営安定資金の融資対象に該当します
ので、所見を添えて推薦します。

令和 年 月 日

取 扱 金 融 機 関 の 長
山口県信用保証協会会長 様

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭
山口県商工会連合会会長

<第 18 号様式>

経営支援特別資金対象要件申告書

令和 年 月 日

経営支援特別資金の融資対象要件について、下記のとおり 1 - () 及び 2 に該当します。

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

1 売上減少要件等(次の(ア)、(イ)のいずれかをご記入ください。)

(ア) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月 ~ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月 ~ 年 月) (B)	増 加 率 (A - B) ÷ B × 100
千円	千円	△ %

(イ) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、かつ、直近決算が経常利益ベースで赤字であること。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月 ~ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月 ~ 年 月) (B)	直近決算における経常利益 (年 月 期)
千円	千円	千円

2 今後の業況回復・発展計画要件 (必ずご記入ください。)

	前期決算期 (A) (年 月 ~ 年 月)	直近決算期 (B) (年 月 ~ 年 月)	今後の業況回復・発展計画		
			次期決算期 (C)	2年後決算期(D)	3年後決算期 (E)
売 上 高	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円

* 売上高又は経常利益が (E) ≥ (B) であること。

* 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が投機的な不動産・株式等の取引等でないこと。

* 取引金融機関の支援が確実に見込まれること。

<第 19－1 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 3 カ月の売上高減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高減少の事情

--

3 売上高の比較 減少率が 5 % 以上である必要があります。

最近 3 カ月の合計		前年同期又は令和 2 年 1 月以前の直近同期の合計		減少率 $(B-A)/B \times 100$
対象月	売上高 (A)	対象月	売上高 (B)	
令和 年 月～ 令和 年 月	円	令和 年 月～ 令和 年 月	円	%

※売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19－2 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 3 カ月の売上総利益（粗利益）減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益減少の事情

--

3 売上総利益の比較 減少率が 5 % 以上である必要があります。

最近 3 カ月の合計		前年同期又は令和 2 年 1 月以前の直近同期の合計		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(B-A) / B × 100
売 上 高	円	売 上 高	円	
売 上 原 価	円	売 上 原 価	円	
売上総利益 (A)	円	売上総利益 (B)	円	
				%

※売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19－3 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 1 カ月とその後 2 カ月の売上高減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高減少の事情

--

3 売上高の比較 ※いずれの減少率も 5 % 以上である必要あり

【最近 1 カ月】 ※売上高等は、企業全体の金額を記載

最近 1 カ月		①前年の同月 又は ②令和 2 年 1 月以前の直近の同月		減少率
対象月	売上高 (A)	比較月	売上高 (B)	$(B-A)/B \times 100$
令和 年 月	円	令和 年 月	円	%

【最近 1 カ月＋その後 2 カ月】

最近 1 カ月＋その後 2 カ月		(1) 前年の同期間 又は (2) 令和 2 年 1 月以前の直近の同期間※		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		$(D-C)/D \times 100$
売上高 (C)	円	売上高 (D)	円	%

※【最近 1 ケ月】で①を記載した場合は(1)の金額を記載して比較すること

※【最近 1 ケ月】で②を記載した場合は(2)の金額を記載して比較すること

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19-4 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 1 カ月とその後 2 カ月の売上総利益（粗利益）減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益減少の事情

--

3 売上総利益の比較 ※いずれの減少率も 5 % 以上である必要あり

【最近 1 カ月】

※売上高等は、企業全体の金額を記載

最近 1 カ月		①前年の同月 又は ②令和 2 年 1 月以前の直近の同月		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(B-A)/B×100
売上高	円	売上高	円	
売上原価	円	売上原価	円	
売上総利益(A)	円	売上総利益(B)	円	
				%

【最近 1 カ月＋その後 2 カ月】

最近 1 カ月＋その後 2 カ月		(1)前年の同期間 又は (2)令和 2 年 1 月以前の直近の同期間※		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(D-C)/D×100
売上高	円	売上高	円	
売上原価	円	売上原価	円	
売上総利益(C)	円	売上総利益(D)	円	
				%

※【最近 1 ケ月】で①を記載した場合は(1)の金額を記載して比較すること

※【最近 1 ケ月】で②を記載した場合は(2)の金額を記載して比較すること

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 20 号様式>

賃金引上げ・価格転嫁支援資金事業計画書

令和 年 月 日

1 申込入・賃上げ対象事業場

申込入	名称		賃上げ実施対象となる事業場 (左記所在地と同じ場合は記入不要)
	代表者		
	所在地		

2 賃上げ実施計画 (又は実績)

賃上げ予定日 (又は実施日) 令和 年 月 日

①～④の何れかに該当する賃上げ実施計画 (又は実績) を記入【①～③の引上げ (又は増加) 率は3%以上】

① 最低賃金 (時給) の引上げを実施予定 (又は R6. 9. 1 以降に実施済)

就業規則等で定める最低賃金 (時給)		引上げ率 (3%以上)	最低賃金引上げ対象者	
引上げ前	A	引上げ後	B	(B/A-1) × 100
	円		円	%
				名
				月

② 1人あたり平均月給 (又は年給) の引上げを実施予定 (又は R6. 9. 1 以降に実施済)

1人あたり平均賃金 (□月給/□年給)		引上げ率 (3%以上)	賃金引上げ対象者
引上げ前	A	引上げ後	B
	円		円
			%
			月

③ 1人あたり平均賃金の引上げを実施予定 (最近3カ月又は6カ月又は直近決算※6年9月以降の前年同期比)
(又は R6. 9. 1 以降に実施済)

1人あたり平均賃金 (□3カ月/□6カ月/□直近決算)		引上げ率 (3%以上)	賃金引上げ対象者
引上げ前	A	引上げ後	B
	円		円
			%
			月

④ 賃金引上げを支援する補助金の交付を受けた

補助金名称	
-------	--

※交付決定通知書又は交付申請書 (受付印のあるもの) の写しを添付してください。

3 賃上げ原資確保の方策

※価格転嫁、生産性向上等、賃金引上げの原資確保に向けた方策等を記載してください

--

..... 金融機関記入欄

上記申込入が本資金の融資対象要件に該当することを確認しました。

確認日 令和 年 月 日 担当者氏名

＜参考：国様式＞

山口県信用保証協会御中
申 込 金 融 機 関 御 中

令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

〔事業者の選択〕

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は0.25%上乗せ（※）、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ（※）となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の諾否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

〔誓約事項〕

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

1. 保証の委託の申込みをした日（以下「申込日」という。）以降においても、次の（１）及び（２）を遵守します。
 - （１）申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - （２）申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

2. 上記1. の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。

3. 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

（注）「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%（※）が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

〔確認項目〕

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	資格要件	保証料率 上乘せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】（1）、（2）の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】（1）又は（2）のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

〔要件確認〕

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。

なお、②については【要件3】（1）及び（2）の数値を入力の上、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。

また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄				項目
①	②	③	④	
				【要件1】
				【要件2】
				【要件3】 （1）
				【要件3】 （2）

◎記入上の留意点

- ・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- ・各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記「事業者の選択」及び「誓約事項」について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 1. 電話 ☐ 2. 対面面談 ☐ 3. オンライン面談 ☐ 4. その他（ ）	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

山口県信用保証協会 御中

「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名
又は氏名

【誓約事項】 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社（私）が補助相当額を負担することを誓約します。
（注）「協調支援型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.11%～0.95%に相当する額が補助されます。
ただし、条件変更により追加で発生する信用保証料は、全額お客様のご負担となります。

【資格要件】 次の要件（１）または（２）のいずれかに該当すること。

要件（１）

確認	項 目								
	・ 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資※1を受けること。 <table><tbody><tr><td>本件申込額【Ⅰ】</td><td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）</td></tr><tr><td>円</td><td>円（ か月 ）</td></tr><tr><td></td><td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】</td></tr><tr><td></td><td>% ≥10%</td></tr></tbody></table>	本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）	円	円（ か月 ）		同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】		% ≥10%
本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）								
円	円（ か月 ）								
	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】								
	% ≥10%								

※1「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。なお、資金使途は事業資金に限ります。

要件（２）

確認	項 目
☐	・ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

【確認状況記載欄】 本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることを次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		()	

上記申込人が「協調支援型特別保証制度要綱」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。
また、要件（１）を適用する場合、上記項目に記載しているプロパー融資について、本保証付き融資と原則同時に実行することを誓約します。

申込金融機関支援方針等（経営行動計画書を踏まえた事業性の評価や今後の支援・取組方針等）※2

※2 要件（２）を適用する場合のみ、記載してください。

<参考：国様式>

計画策定日： 令和 年 月 日

【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書

1. 事業者名等

住 所	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

今後【金融機関名】との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。
【金融機関名】との対話を継続し、アクションプランに取り組み、進捗の報告を行います。

【情報提供の同意】

協調支援型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、
【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】
から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

* 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電 話 ☐ 対面面談 ☐ オンライン※ ☐ その他（ ）	

2. 現状認識^(※1)

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期	
①売上増加率(売上持続性)(%)	④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)
②営業利益率(収益性)(%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)
③労働生産性(生産性)(千円)	⑥自己資本比率(安全性)(%)

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
有利子負債倍率	倍	倍	倍	倍	倍

*個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月期)	計画1年目 (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－現預金)/(営業利益＋減価償却費) 【意 義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者

私は、別添の事業行動計画書に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業行動計画書は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、本制度では本制度固有の信用保証料率の引下げが適用される場合がありますが、当該確約を遵守しない場合は、当該引下げが適用されない信用保証料率によって計算した信用保証料を支払うこと等、貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 _____

【経営力強化保証の申込内容】

- ・ 融資金融機関（支店名） _____（ _____ 支店 ・ 本店）
- ・ 申込金額及び資金使途 _____ 千円（ _____ 運転・設備 _____ ） 該当に○印
（うち既存保証協会保証付融資の借換 _____ 千円）
- ・ 事業行動計画書における申込資金の位置付け
事業年度 _____ 年 _____ 月期 借入額 _____ 千円の（ _____ 一部・全部 _____ ） 該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

- | | | | | | |
|--------|----------------|---------------------|---------|-------------|-----------|
| a 創業支援 | b 事業計画策定支援 | c 事業承継 | d M&A | e 生産管理・品質管理 | f 情報化戦略 |
| g 知財戦略 | h 販路開拓・マーケティング | i 人材育成 | j 人事・労務 | k 海外展開 | l BCP作成支援 |
| m 物流戦略 | n 金融・財務 | o その他（具体的に： _____ ） | | | |

※経営支援の内容の詳細は、別添事業行動計画書参照。

令和 年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住 所
名 称
代表者
連絡先
担 当

()

()

印

※ この届出書に事業行動計画書を添付して、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）

※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。

※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

<参考：国様式>

計画策定日： 令和 年 月 日

事業行動計画書

1. 事業者名等

住 所	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

【情報提供の同意】

経営力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電 話 ☐ 対面面談 ☐ オンライン面談 ☐ その他（ ）	

【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受ける経営支援の内容

* 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識（※1）

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	（課題）	
③	経営状況 財務状況	
	（課題）	

3. 財務分析

直近の決算期	
①売上増加率（売上持続性）（%）	④EBITDA有利子負債倍率（健全性）（倍）
②営業利益率（収益性）（%）	⑤営業運転資本回転期間（効率性）（か月）
③労働生産性（生産性）（千円）	⑥自己資本比率（安全性）（%）

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。（※2）
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

※「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目 倍	計画2年目 倍	計画3年目 倍	計画4年目 倍	計画5年目 倍

※個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

※「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定年度の属する事業年度となります。改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

6. 収支計画及び返済計画

(単位: 千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～



①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－現預金)/(営業利益＋減価償却費) 【意 義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

<参考：国参考資料>

経営改善計画書

令和 年 月 日

甲乙株式会社

代表取締役 A

《 債務者概況表 》

① 対象先・概要	事業者													④ 銀行取引状況	金融機関名	R5年3月期(実績)	シェア	R6年3月期(実績)	シェア	R7年3月期(実績)	シェア	保全額			
	連絡先					住所																			
	業種					設立年月日					年商					百万円									
	(事業内容)					代表者					年齢					歳									
	資本金		従業員数 (うちパート人員数)	名 (名)	主要金融機関	①		②		③		④			⑤										
	事業内容・沿革					株主構成	名前	株数	関係	役員構成	名前	役職													
					計																				
										合計															
② 財務内容及び問題点	令和7年3月期				単位:千円				主要項目コメント及び問題点				⑤ 現状と認識課題												
	資産の部		決算	修正	実質	負債の部		決算	修正	実質	【資産査定】														
	現預金					支払債務					【財務上の問題点】														
	売上債権					短期借入金																			
	棚卸資産					その他																			
	その他					流動負債計																			
	流動資産計					長期借入金																			
	土地					その他																			
	建物(附属含む)																								
	その他																								
	有形固定資産					固定負債計																			
	無形固定資産					負債合計																			
	会員権					資本の部		決算	修正	実質															
	投資有価証券					資本金																			
	その他					その他																			
	投資等																								
	固定資産計					自己資本																			
	資産合計					負債・資本合計																			
	③ 業績推移等	(単位:千円)	R5年3月期(実績)	R6年3月期(実績)	R7年3月期(実績)	R8年3月期(見込)	【分析結果】				⑥ 経営改善計画策定方針														
売上高																									
営業利益																									
経常利益																									
当期利益																									
減価償却																									
決算上自己資本																									
修正																									
実質自己資本																									
金融機関からの借入金																									
					収益弁済原資		百万円																		
					債務超過解消年数		年																		
					債務償還年数		年																		

《 概 要 》

① 課題・問題点	(財務状況（資産実態・損益動向）、窮境要因等）
② 計画の基本方針	
③ 計画期間・改善目標等	

《企業集団の状況》

- 事業者の資本関係・取引関係説明資料
代表者・関係会社等の関係を図を用いて、分かりやすく説明する。（自由書式）

《ビジネスモデル俯瞰図》

- 事業者のビジネスモデル説明資料
事業者の売上構成比別の販売先・販売ルート等と構成比別（金額別）の主な経費・仕入先を図を用いて、分かりやすく説明する。（自由書式）

《 資金実績表 》

1. ××-1（前期実績）

令和×年度	前年 繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
売上高														
借入														
返済														
借入金残高														
現預金残高														

2. ××（今期実績・見通し）

令和×年度	前年 繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
売上高								
借入								
返済								
借入金残高								
現預金残高								

※資金繰表にて代用可

≪ 計数計画・具体的施策 ≫

数値計画の概要

数値 計画		計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期
	売上高						
	営業利益						
	経常利益						
	当期利益						
	減価償却費						
	簡易CF (経常利益+減価償却費-法人税等)						
	現預金残高						
	金融機関債務残高						
	資本性借入金						
	運転資金相当額						
	差引要償還債務残高						
	CF 倍率						
	純資産額 (帳簿)						
	純資産額 (実態：金融支援後)						

経営改善計画に関する具体的施策内容及び実施時期

項目	課題	実施時期	具体的な内容
1			
2			
3			

経営改善計画に関する表明事項

対象会社	※経営改善計画に記載している具体的施策を主体的に実行することについて表明すること。
主要債権者	※上記施策をすることを前提として相当な金融支援を行うことを表明すること。

≪ 実施計画 ≫

経営改善計画の 具体的な内容	実施 時期	実施 責任者	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期
1								
2								
3								
4								
5								
6								

◀ 計数計画 ▶

損益計画（自由書式）

（単位：千円）	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

キャッシュフロー又は資金計画（自由書式）

（単位：千円）	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

貸借対照表計画（自由書式）

（単位：千円）	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

タックスプラン（自由書式）

（単位：千円）	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

金融機関別借入金返済計画（自由書式）

（単位：千円）	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

金融支援計画（自由書式）

（単位：千円）

<< 資産保全状況 >>

債権者間調整のために必要な場合等には適宜作成をする。

年 末現在
(単位：円)

	金融機関名	債権額 (A)	保全額 (B)	保全内容					信用残 (A)-(B)	担保設定状況
				保全合計	不動産	動産	預金担保	協会保証		
1										
2										
3										
4										
5										
	合計									

協会顧客番号	
住所 法人名 代表者名 または氏名	
報告対象事業年度	年 月期

年 月 日

(担当者名: 電話番号:)

事業計画	
------	--

	中小企業者からの報告内容等	金融機関の対応等
第1四半期	報告日 年 月 日	
第2四半期	報告日 年 月 日	
第3四半期	報告日 年 月 日	
第4四半期	報告日 年 月 日	

	実績 a	計画 b	計画比 a/b	計画達成・未達理由、特筆事項等
売上高				
売上原価(製造原価)				
減価償却費				
売上総利益				
(率)				
販売費用・一般管理費				
役員報酬				
人件費				
減価償却費				
営業損益				
(率)				
営業外収益				
受取利息・割引料				
営業外費用				
支払利息・割引料				
経常損益				
特別利益				
特別損失				
法人税等				
当期損益				

--

--

<参考：国様式>

令和 年 月 日

山口県信用保証協会 殿

事業再生計画の策定支援について

当職は、（中小企業者名称）の依頼を受け、経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画の策定を支援いたしました。

☐ 中小企業診断士

☐ 税理士

☐ 公認会計士

（いずれかにチェック）

署名 _____ 印

<参考：国様式>

【事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度用】

令和 年 月 日

経営者保証免除対応確認書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

私は、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度（以下「本制度」という。）を利用するにあたり、経営者保証免除対応の適用を受けたく、ここに依頼いたします。

なお、経営者保証免除対応の適用により、通常の信用保証料率に比べ0.2%上乗せとなること(注)、また、経営者保証免除対応適用の可否につきましては、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを承知しています。

(注) 本制度の通常の信用保証料率は、責任共有制度の対象の場合は0.8%、責任共有制度の対象除外の場合は1.0%であり、そのうち0.5%、0.7%がそれぞれ国により補助されます。上乗せとなる0.2%についても国により補助されますが、条件変更により追加で信用保証料が発生する場合、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が、本制度要綱に規定する以下の①及び②の要件を満たしていることを確認しております。

なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

純資産合計 円
(令和 年 月期決算)

※ 純資産合計については、決算上の財務数値をそのままご記入ください。

- ② 直近の決算において法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

※ 「法人から経営者への貸付金・仮払金等が、総資産の1%以下又は100万円以下であること」を最低限の目安としつつ、金融機関として総合的に判断してください。

*①「令和2年1月29日時点における直近の決算」とは、同時点から遡ること概ね1年間の決算を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の決算とし、その始期にあたる平成31年1月決算から本様式の記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であることの確認で差し支えありません。

*②については本様式記入日時点における直近の決算でご確認ください。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

— 山口県信用保証協会の御利用に当たって —

保証申込の添付書類

保証申込にあたっては、次のような書類が必要です。

*なお、貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご注意ください。

	書 類 名	留 意 事 項																	
通常 申 込 時 に 必 要 な 基 本 資 料	信 用 保 証 依 頼 書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成していただきます。																	
	信 用 保 証 委 託 申 込 書	保証申込の都度、毎回必要となります。																	
	個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出願います。																	
	商 業 登 記 簿 謄 本	初めてご利用いただく際に必要となります。（写し可。）2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																	
	印 鑑 証 明 書	初めてご利用いただく際に申込人（法人・個人）、連帯保証人、担保提供者等について最近3か月以内のものが各1通必要となります。（写し可。）2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																	
そ の 他 必 要 に 応 じ て 提 出 し て い た だ く 資 料	確 定 申 告 書 （ 写 ） （ 決 算 書 ）	直近2期分（別表及び勘定科目内訳明細のあるもの）が必要となります。 ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。 また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。																	
	残 高 試 算 表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																	
	納 税 証 明 書 は （ 写 ） 納 付 書	法人の場合は、法人税または事業税の証明書、個人の場合は、所得税または事業税の証明書（どちらも添付できない場合には、原則として事業による所得割のある住民税の証明書）が必要となります。（写し可。）なお、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。																	
	許 認 可 証 （ 写 ） 等	事業に必要な許認可証等（主たる事業の主たる事業所）の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。なお、すでに提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には添付不要です。																	
	従 業 員 数 確 認 資 料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の（1）（2）いずれかが必要となります。 （1）労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写） （2）日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写）を提出願います。 （ア）「法人の事業概況説明書」 （イ）「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 （ウ）「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 （エ）「賃金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table border="1"><thead><tr><th>業 種</th><th>資 本 金</th><th>従 業 員 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製 造 業 等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小 売 業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サ ー ビ ス 業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政 令 特 例 業 種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td></tr></tbody></table>	業 種	資 本 金	従 業 員 数	製 造 業 等	3億円超	270人超	卸 売 業	1億円超	90人超	小 売 業	5,000万円超	45人超	サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超	政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの
業 種	資 本 金	従 業 員 数																	
製 造 業 等	3億円超	270人超																	
卸 売 業	1億円超	90人超																	
小 売 業	5,000万円超	45人超																	
サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超																	
政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																		
資 設 金 備	住 民 票 ま た は 在 留 カ ー ド （ 写 ） もしくは特別永住者証明書（写）	申込人（法人代表者を含む。）または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間（満了日）等の確認のため必要となります。																	
	見 積 書 （ 写 ） ま た は 契 約 書 等 （ 写 ）	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																	
	建 築 確 認 申 請 書 （ 写 ）	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																	
	不 動 産 登 記 簿 謄 本 公 図 （ 地 積 ・ 測 量 図 ） 建 物 図 面 ・ 各 階 平 面 図 住 宅 地 図 （ 所 在 地 略 図 ） 土 地 賃 貸 借 契 約 書 （ 借 地 契 約 書 ） 承 諾 書	新規担保提供時に最新のものを提出願います。（条件担保の場合は写し可。） なお、前回利用時から変更の無い場合は不要です。																	
	先 行 す る 租 税 債 権 が な い か ど う か の 確 認 資 料	担保提供時または極度増額時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。 （条件担保の場合は不要。）																	

*この申込について団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の対象となる場合には、これらの制度要綱に基づき、「事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書」が必要となります。

なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。

やまぐちギャランティ受付窓口

協会の受付窓口は次のとおりです。
保証のご利用はもちろん、ご不明な点等につきましても
お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。



本 店	山口営業店
〒753-0074 山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会館1・5階 TEL:083-921-3090 FAX:083-921-2055	〒753-0074 山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会館1階 TEL:083-921-3091 FAX:083-923-2900

下関支店
〒750-0014 下関市岬之町8番11号 TEL:083-223-6231 FAX:083-235-0222

周南支店
〒745-0075 周南市緑町一丁目75番2 TEL:0834-31-5060 FAX:0834-22-1543

柳井支店
〒742-0035 柳井市中央二丁目15番1号 柳井市商工会館2階 TEL:0820-22-0560 FAX:0820-22-9050
※柳井支店は令和7年11月4日に周南支店に統合されます

岩国支店
〒740-0017 岩国市今津町三丁目17番6号 TEL:0827-21-5125 FAX:0827-22-0659

宇部支店
〒755-0047 宇部市島三丁目6番18号 TEL:0836-21-7361 FAX:0836-21-8571